

第百八十九回国会
衆議院

国土交通委員会議録第三号

平成二十七年四月十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 今村 雅弘君

理事 大西 英男君 理事 金子 恭之君
理事 小島 敏文君 理事 坂井 学君
理事 中村 裕之君 理事 伴野 豊君
理事 井上 英孝君 理事 赤羽 一嘉君
理事 秋本 真利君 理事 岩田 和親君
うへの賢一郎君 門 博文君
神谷 昇君 木内 均君
工藤 彰三君 古賀 篤君
國場幸之助君 今野 智博君
佐田玄一郎君 斎藤 洋明君
鈴木 馨祐君 鈴木 憲和君
高木 宏壽君 津島 淳君
野田 聖子君 堀井 学君
前田 一男君 宮内 秀樹君
宮澤 博行君 山本 公一君
荒井 聰君 神山 洋介君
小宮山泰子君 篠原 孝君
松原 仁君 官崎 岳志君
足立 康史君 下地 幹郎君
横山 博幸君 北側 一雄君
中川 康洋君 樋口 尚也君
穀田 恵二君 本村 伸子君

国土交通大臣 太田 昭宏君
国土交通副大臣 北川イッセイ君
防衛副大臣 左藤 章君
財務大臣政務官 大家 敏志君
国土交通大臣政務官 うへの賢一郎君
国土交通大臣政務官 鈴木 馨祐君
政府参考人 山田 邦博君
(国土交通省大臣官房技術審議官)

政府参考人 瀧口 敬二君
(国土交通省総合政策局長)
政府参考人 池内 幸司君
(国土交通省水管理・国土保全局長)
政府参考人 深澤 淳志君
(国土交通省道路局長)
政府参考人 橋本 公博君
(国土交通省住宅局長)
政府参考人 藤田 耕三君
(国土交通省鉄道局長)
政府参考人 田村明比古君
(国土交通省航空局長)
政府参考人 稲葉 一雄君
(国土交通省国際統括官)
政府参考人 久保 成人君
(観光庁長官)
政府参考人 西出 則武君
(気象庁長官)
政府参考人 櫻田 道夫君
(原子力規制庁原子力規制部長)
政府参考人 武田 博史君
(防衛省大臣官房審議官)
政府参考人 深山 延暁君
(防衛省運用企画局長)
政府参考人 山本 達夫君
(防衛省地方協力局長)
政府参考人 譜久山當則君
(沖縄振興開発金融公庫理事長)
国土交通委員会専門員 伊藤 和子君

委員の異動
四月十五日
辞任 補欠選任
本村賢太郎君 篠原 孝君
同日 補欠選任
篠原 孝君 本村賢太郎君
辞任 補欠選任
篠原 孝君 本村賢太郎君

四月十三日
水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
三月二十四日
タクシー関連法を一部改正する法律並びにその附帯決議の早期履行に関する請願(吉川元君紹介)(第六六〇号)
四月七日
タクシー関連法を一部改正する法律並びにその附帯決議の早期履行に関する請願(照屋寛徳君紹介)(第六八四号)
同(金子恵美君紹介)(第七一九号)
同(玉木雄一郎君紹介)(第七四七号)
同(黄川田徹君紹介)(第七六七号)
は本委員会に付託された。

四月十四日
安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書(東京都江東区議会)(第二二五七号)
安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書(神奈川県大和市議会)(第二二五八号)
国産材の需要拡大に向けた直交集成板(CLT)の利用推進に関する意見書(静岡県浜松市議会)(第二二五九号)
CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書(愛媛県議会)(第二二六〇号)
地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書(北海道紋別市議会)(第二二六一号)
地域公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書(北海道根室市議会)(第二二六二号)
治水上支障となる土砂除去に関する仕組みの構築を求める意見書(徳島県議会)(第二二六三号)
地方創生のための地域公共交通への総合的な支援を求める意見書(岐阜県議会)(第二二六四号)
土砂災害対策の充実・強化を求める意見書(兵

庫県議会)(第二二六五号)
雪崩や豪雨等の災害に強い幹線道路ネットワークの早期整備を求める意見書(山形県議会)(第二二六六号)
日ロフェリー定期航路の存続に関する意見書(北海道幌延町議会)(第二二六七号)
舞鶴若狭自動車道の四車線化に関する意見書(福井県高浜町議会)(第二二六八号)
名鉄広見線(新可児駅〜御嵩駅)の維持存続に向けた支援を求める意見書(岐阜県御嵩町議会)(第二二六九号)
家賃改定ルールの改定に際し、安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書(兵庫県西宮市議会)(第二二七〇号)
UR住宅に安心して住み続けられる家賃制度を求める意見書(愛知県江南市議会)(第二二七一号)
リニア中央新幹線の整備とその開業を見据えた地域づくりの推進についての意見書(愛知県議会)(第二二七二号)
我が国の管轄海域における必要な海上保安庁の機材整備に関する意見書(静岡県浜松市議会)(第二二七三号)
和歌山県の社会資本整備に必要な予算の確保を求める意見書(和歌山県議会)(第二二七四号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
国土交通行政の基本施策に関する件
○今村委員長 これより会議を開きます。

国土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として国土交通省大臣官房技術審議官山田邦博君、総合政策局長瀧口敬二君、水管理・国土保全局長池内幸司君、道路局長深澤淳志君、住宅局長橋本公博君、鉄道局長藤田耕三君、航空局長田村明比古君、観光庁長官久保成人君、気象庁長官西出則武君、原子力規制庁原子力規制部長櫻田道夫君、防衛省大臣官房審議官武田博史君、防衛省運用企画局長深山延暁君、防衛省地方協力局長山本達夫君及び沖縄振興開発金融公庫理事長譜久山當則君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○今村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村裕之君。

○中村裕之委員 おはようございます。自由民主党の中村裕之です。

太田大臣と議論できることを心から感謝申し上げます。早速質問に入らせていただきます。

大臣は、四月十一日に中国、韓国の観光担当大臣と会談をされ、翌十二日には三カ国会合を行って、観光分野における日中韓三国の連携強化を共同声明に盛り込むなど、大きな成果を上げられたと感じております。統一地方選挙の真っただ中でありましたので余り報道は大きくされませんでしたけれども、私としては非常に高く評価をしたいと思っております。このたびの会合、会談の意義と成果についてお話をいただければと思います。

○太田国務大臣 四月十一日、十二日と、中国国家旅游局の李金早局長、韓国の文化体育観光部の金鍾徳長官を迎えまして、これは実に四年ぶりの開催となりました。七回目の日中韓観光大臣会合

を開催できました。

今回の会合では三つのことについて議論をしまして共同声明としてまとめたんですが、第一に、日中韓三国の相互の交流を拡大しようということが第一点です。規模は、今、二〇一四年に初めて三国交流が二千万人を超えましたが、二〇二〇年には三千万人ということにしようということで合意をしました。

日本に対しては、中国、韓国両国から旅行者数が増加しているという傾向にあります。日本から中国、韓国への旅行者は減少傾向に今ごろです。これをどう増加させるかということも含めて議論をさせていただいたところです。また、そのための共同プロモーション等々、また交流とか、あるいは五月には、例えば中国には二階総務会長を中心にして三千名のメンバーが行くとかいうさまざまな試みが行われていて、かなり期待をされています。

第二点目は、日中韓三国以外、欧米とか中東、そうしたところから三国に人を呼び込もうということで、例えば二〇一八年に平昌オリンピック・パラリンピック、二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピック、こういう絶対の機会もありますから、三国に欧米等からの旅行者を誘致するプロジェクト・イースト・アジア・キャンペーンを共同で推進する、こうしたことについて話し合いました。

同時に、三番目に、日本でもそうなんですが、海外の方が大勢来ていただいているところなんです。生活習慣の違いやショッピングに起因するいろいろなトラブル、小さなトラブル、あるいはトイレの使い方とか、いろいろなことがございまして。そうしたことに、まず安全ということ、観光の質を高めるということが大きなことだということ、両国にもここは大変理解をいただいていたというふうな思っております。きちっとこの辺は送り出すときにも指導していくんだというところについて話し合いもさせていただいたところ

です。

今後毎年、来年は中国の武漢でやるということを決めさせていただいたんですけれども、よく協力関係を積み重ねていくということが極めて大事である上に、そうしたことが外交的な案件におきましても私はいいい影響が与えられる、このように思ったところでございます。

○中村裕之委員 日中韓相互の交流についての目標を定められた、日中韓三国が共同して欧米に対するプロモーションを行っていく、また、安全や質の向上を図っていくことは、非常にこれから日中韓協力のものと観光振興に大きく期待できると受けとめています。本当にお疲れさまでございます。

また、尖閣国有化以来初の、四年ぶりの開催ということで、大きな意義があると私も感じておりまして、これからも継続していかれることを望むわけでありまして。

さて、次に、観光についても非常に重要な高速ネットワークについて伺うわけですが。

私の地元選挙区では、おかげさまで、昨年、新規の高規格道路の事業化が決定をいたしました。この事業化決定から一年間の間に、ワイナリーが進出すること、えびせんパークが進出すること、それから、スモ工場が新たに建設をされること、そういう事業化の段階で決定をされたということ、高速ネットワーク、高速道路の整備というものは非常に地域に対する効果が大きいというふうな受けとめています。

北海道の高速道路は全国より利用率が低くて、こういった高速ネットワーク、高速道路の整備を求める強い要望が北海道内各地にあるわけでありまして、太田大臣は、先月、北海道に来ていただきました。そうした北海道の代表の皆さんの要望を直接聞いていただいたことを伺っております。

直接要望をした女性の観光業の方から、直接要望できたことに非常に感激をしたという言葉も私はいいただいているわけですが、北海道を訪

れて、皆さんからの要望を聞いて、大臣はどのように感じられ、受けとめられたか、お伺いしたいと思っております。

○太田国務大臣 地元で、北海道横断自動車道の共和一余市間が新規事業化して、すぐそこいろいろな工場とか企業が進出をしているという話を聞かせていただいて、大変うれしく思いました。

北海道に行きまして、新幹線とか高速道路の話を常々聞くんですが、この間行きましたところ、高速道路が徐々に徐々に北海道も進展している。先月、三月二十九日には浦幌―白糠間が開通するということで、初めて道東に高速道路が入ったということ、初めて道東に高速道路が入ったということ、大変喜んでいて、このことを知りました。しかし、北海道の整備率は、全国平均で約七九％、もう八割になっているというのに、北海道は約五八％にとどまっているという状況だと思っております。

お話をその紋別の女性の方からも聞いて、非常に北海道というのは広いんだということを大変、地図も示していただいて、言われました。釧路―札幌といっても東京―名古屋、そして、函館まで行くとしたら、もうそれは大阪を越えたところまでが北海道の広さで、広さをよく認識してくださいということを私は指摘されたところでございまして。

と同時に、非常に雪が多いということで、冬の場合に通行どめが発生するというようなこととか、同じ高速道路でも、風雪、暴風雨を防止すること、同じような特別なものも必要だということもお聞きしましたし、災害時におけるリダンダンシーの確保ということも極めて北海道特有の重要性があるということ、あるいは、出産をする、お産をするということにおいても遠距離の病院に安心して通院できるようにということ、北海道特有の広さという、雪が多い、そうしたことを含めて、高速道路網が極めて生活においても産業においても大事だという指摘をいただいたところでございまして。

道路は非常に重要であるというふうな考えてお

ります上に、北海道は、観光という点でも、周遊ルートの拡大の観点から道路は必要だというふう

に思っています。
今後、よく北海道と連携をとりながら、こうした点にも留意しながら、着実に高速道路を進めていきたい、このように思っているところでございます。

○中村(裕)委員 大臣、ありがとうございます。積雪寒冷で広大な面積を有する北海道にとって、観光面はもちろんですけれども、救急医療ですとかリダンダンシー、防災面ですとかさまざまな面で高速道路の有効性というのは皆さんが認識をしております、それに期待をしているところでありますが、そのことに大臣が十分に御理解をいただいたことに意を強くするところであります。

さて、予算に関する議論に入りますけれども、赤字国債と建設国債について、その意味や役割について確認をしていきたいと思います。

国会においても、赤字国債と建設国債を一緒くたにした議論が見受けられます。財政法第四条は、赤字国債の発行を禁止しておりますけれども、建設国債の発行は認めているわけであります。それは、公共投資が生み出す便益、つまりストック効果というものを将来世代も享受することから、世代間の負担の公平を図る観点から認められていると私は認識をしております。

きょうは、財務省から大政務官にお越しをいただいておりますが、私のこの認識に間違いはないのか、確認をさせていただきます。

○大政務官 大政務官 お答えいたします。

財政法第四条第一項本文におきましては、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない」と定めています。いわゆる非募債主義の考え方を原則としています。

ただし、この第四条のただし書きでは、公共事業費などは建設国債により財源を賄うことを例外として認めています。これは、中村委員御指摘の

ように、例えば道路や建物といった資産が形成され、将来にわたり便益が生じることから、世代間の負担の公平を図ることも許容されるものと考え方によるものであります。

○中村(裕)委員 ありがとうございます。

国会内で、将来世代に負担を残すという議論の中で、公共投資についても一緒に議論されている面があると思うんですね。しかし、私は、それはちよつと法の精神とは違うと思うわけであり

ます。
財政健全化が重要であることは論をまたないところでありますけれども、現在の我が国の国債残高が増大している主要因というのは、赤字国債の大幅な発行増によるものであります。

財政改革に執念を燃やした大平総理は、昭和五十四年の講演で次のように述べておられます。桁を間違えないように言いますので、皆さんよく聞いてください。昭和五十四年です。

巨大な十五兆二千億円にも及んでいる国債発行、そのうち八兆円は赤字国債であります。この赤字国債は、来年度を起点としまして、昭和五十九年までになくさせてもらいたいと考えておりますという発言であります。

つまり、昭和五十四年の我が国の国債発行残高というのは十五兆二千億、もう桁違いでありますし、その当時の赤字国債というのは八兆円だったということでありまして、今五百六十兆円ぐらいなんですかね、もう大幅に二桁違うぐらいの話でしたけれども、それでも、大平総理はこの解消について、赤字国債の解消のみに言及をしているというところであります。財政法の精神に立ち返れば、財政健全化を進める上で優先すべきは、公共

投資の抑制ではなくて、赤字国債に係る歳出の改革になるわけでありまして、そして、経済再生、地方創生、国土強靱化、そして地域のネットワークの形成という政府の政策目標を考慮しますと、やはり中期的に安定した公共投資を確保する必要があります。あるというふうに私は認識をしております。

財政健全化を進める上では赤字国債に係る歳出

を優先すべきだということ、それから、政府の政策目標を実現していくためには中期的に安定した公共投資を確保する必要があるということについて、財務省の方から所見を伺いたいと思

います。
○大政務官 財政法上、建設国債と赤字国債の分類の考え方については、先ほど答弁を申し上げたとおりであります。どのような国債であ

れ、将来返済しなければならぬ借金であるという点に違いはありません。
また、国、地方を合わせたPBの黒字化目標との関係でいえば、建設国債と赤字国債とで本質的な違いがあるわけではありませんが、どちら

も同じプライマリバランスの赤字要因であると言えます。また、これまでもプライマリバランス黒字化を国際的にも財政健全化目標としてコミットしてきていますし、また、日本の財政に対する諸外国や市場からの信認を確保する観点からも、御指摘のように建設国債を財政健全化目標から除

外するということはできないものと考えています。先生は本意がわかりませんけれども、

したがって、歳出改革に關して言えば、歳出全体にわたり聖域なく徹底的な見直しが必要であり、公共事業だけを特別扱いすることはできないということにはぜひ御理解をいただきたいというふうに思

います。
その上で、先生が今言われました、社会資本整備を計画的に進める必要があるという点については、同じ認識であります。そのため、政府としては、おおむね五年ごとに社会資本整備重点計画を策定し、計画的な社会資本整備を進めているところ

であります。
○中村(裕)委員 プライマリバランスの黒字化目標の中で公共投資を外すということは可能だというふうには私も思っておりますが、赤字国債に係る部分を優先すべきだということについて申し上げたいと思

いますし、政府の政策目標を実現する意味では、計画的に安定的な公共投資の予算確保というのが重要だというふうに私は思うわけ

であります。大臣、もしよければ、このやりとりをお聞きになりまして、一言コメントをいただければと思います。

○太田国務大臣 御指摘のように、公共事業等は工事が数年に、また十数年にわたるということから、計画的にやっていくことが大事だと思

っています。国土のグランドデザイン二〇五〇ということを出させていただったり、あるいは、私が、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックをゴールにしない、そこを目指して、ぱつと息切れするということにしないように、計画的にすつといくようにいうことを言っているのはそういうこと

でございます。
また、メンテナンス元年と一昨年銘打ちまして、老朽化対策についても計画的ということが大事だというふうに思っています。

つまり、公共事業は計画的、安定的、持続的に進めなければならぬものである。
同時に、その担い手である建設企業にとりましても、急に景気対策のためにふえていたり、また急に下落していつたりということでは、若い人を雇うというようなことがとてもできないもの

ですから、そうした担い手を育てていくということから、見通しがきくという予算組みが大事だということに思っております。どこまでも計画的、安定的、持続的ということ、財政制約は当然あるわけでありまして、進めていくべき

ものである、このように考えています。
○中村(裕)委員 ありがとうございます。
見通しがきくというところがやはり非常に大切だというふうに思っています。大臣のお言葉、大変うれしく思

います。
最後に、時間ありませんけれども、JR北海道について伺いたいと思

の影響はないのかということについて、それとあわせて、先ほど大臣おっしゃったように、積雪寒冷で広大な面積を有する北海道の中で、非常にメンテナンスも大変なわけでありませうけれども、ＪＲ北海道にとって、経営安定基金の七・三％の運用益が全く確保されないままここまで来ました。平成二十三年にはきちんと財政支援をしていただきまして、まだまだ足りないと思われているわけでありませう。ＪＲ北海道からは安全投資と修繕に関する五カ年計画が提出されたわけですが、これを早急に精査されて、さらに追加の財政支援をしていく必要があるというふうに考えますけれども、その点について最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○藤田政府参考人 お答えいたします。

まず、北海道新幹線への影響でございますけれども、日程面に関しましては、来年春の開業に向けて、検査や試験の日程に特段の影響はないというところで報告を受けております。

それから、安全対策につきましては、現在、ＪＲ北海道社内に検証の委員会を設置しまして、北海道新幹線開業に向けた防災設備、避難誘導について検証を行っているところでございます。

国土交通省としても、大変高い安全性が求められる新幹線でございますので、しっかり指導してまいりたいと思っております。

それから、支援でございますけれども、現在、五カ年計画がＪＲ北海道から提出されました。三月二十日でございます。この内容を精査しておりますけれども、まずは自助努力を前提といたしますが、必要な資金の確保について国としても検討してまいりたいと思っております。

○中村（裕）委員 終わります。ありがとうございます。

○今村委員長 次に、中川康洋君。

○中川（康）委員 おはようございます。公明党の中川康洋でございます。

きょうは、一般的質疑ということで、大臣、どうぞよろしくお願いをいたします。

冒頭、通告をしていないわけでございますけれども、昨日夜に広島空港において非常に大きな航空機事故が発生しておりますので、この件についての対応、状況をちよつとお伺いさせていただきたいと思っております。お許しをいただきたいと思っております。

昨夜八時五十分ごろ、広島空港において、アジアナ航空機の着陸時のバウンド並びにオーバーランによる大きな航空機事故が発生をいたしております。国土交通省といたしましては、航空事故という認定をしておるということで、具体的には、左の主翼が折れ曲がり、エンジンも破損した、そして二十二人の方がけがをされた、こういった報道がされております。これは一歩間違えると大変に大きな事故につながる可能性もあつたというふうにも思っておりますし、まだ空港も閉鎖という状況も伺っております。

国土交通省といたしまして、現在把握しているような状況、さらには今後の対応について、ぜひとも大臣の方から冒頭御答弁いただきたいと思っております。

○太田国務大臣 昨日午後八時ごろに、広島空港において、アジアナ航空一六二便が着陸時、滑走路から逸脱した事故が発生しまして、乗客乗員合わせて八十一名のうち、乗員二名、乗客二十五名の負傷者が発生をいたしました。

事故との関係につきましては現時点で明らかではありませんけれども、滑走路の端から東側三百二十五メートルの地上にありますローカライザー、計器着陸装置のアンテナが損傷しているとの報告を受けているところであります。

こうしたことも含めて、現在、その原因究明に向けてまして、三名の調査官をけさ現地に派遣をしております。今後、運輸安全委員会による調査結果を踏まえながら、国土交通省として、必要に応じて対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

また、事故を受けまして、事故発生後すぐに、アジアナ航空に対しまして、運輸安全委員会の調査に協力するとともに、自社においても原因の究明を行って、再発防止策を策定の上、報告するようにと指示をしたところでございます。

さらに、韓国の航空当局に対しまして、アジアナ航空の安全運航の確保に向けて適切に監督するよう、強く要請しているところでございます。

○中川（康）委員 突然の質問ではありましたが、御答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

三名の調査官を今派遣して鋭意調査をしているということ、国土交通省といたしまして、これは韓国の方も多く乗られていたということでございますが、やはり国民の命をしっかりと守つていくということは大事であります。

また、世界各国においても、航空機事故がさまざまな形で発生をしている状況を考えますと、やはり、その不安をどう取り除くかということとで適時しっかりと調査また対応をお願いしたいと思っております。また大臣を先頭によりしくお願いをいたします。

それでは、予定しておりました質問をさせていただきます。

地方の成長に資するインフラ整備、特に道路にいたしまして、まず冒頭、二点ほどお伺いをいたします。

一点目は、ミッシングリンクの解消並びに新たな道の整備についてお伺いをいたします。

先日、この委員会でも半島振興法の改正案が可決をしたところでございますが、日本の国土軸全体を見渡しますと、実は、半島地域において、いわゆる高速道路がつかないような、ミッシングリンクと言われている箇所が多く存在をしていることがわかります。

半島地域の自立的発展、さらには地域住民の生活向上等を考えた場合、このミッシングリンクの解消というのは非常に重要な課題でありまして、この整備を着実に進めていくこと、それは、この地域における防災・減災機能の向上や医療施設との連携、さらには都市部への規制の促進とか、

都市部からの誘客によるにぎわいの創出、こういった効果をもたらす意味があるというふうにも思っております。

一例を挙げますと、私の地元であります三重県、ここにも南部に紀伊半島というのが位置をしております。この紀伊半島をぐるりと回る形で、近畿自動車道紀勢線というのがございまして、これまでこの道路整備を行っていたことにより、従来の国道の代替機能の発揮でありますとか、半島地域への誘客の促進、さらにはコンビニが新たに新店を出した、こういったさまざまな効果があつております。

しかし、残念ながら、この近畿自動車道紀勢線、いまだ未事業化区間も抱えておる、いわゆるミッシングリンク状態ということでございまして、この道路がさらにその機能を発揮するには、ミッシングリンクの解消、具体的には、平成二十四年度以降、新規事業化された区間の着実な整備でありますとか、未事業化区間でもあります熊野一申本間、これがまだ未事業化でございますが、この早期事業化が大変重要な課題であるというふうな地元では認識をいたしております。

そこで伺いますが、この高速道路網等、いわゆるミッシングリンクの解消や新たな道の整備、ここについて、国土交通省としてどのようなビジョン並びにお考えをお持ちでしょうか、そしてどのような整備を進めていくかというところ、この点、お伺いをいたします。

○太田国務大臣 財政制約の中での全国の道路整備を進めていく上で、私は、先ほどの質問に、計画的、持続的、予算ということについては申し上げましたが、道路というところについても思想性をしっかりと持つて事に当たることが大事だと思っております。私はいつも三つの観点から考えております。

一つは、大都市では国際競争力強化に役立つ経済戦略道路という位置づけ、そして地方においては医療機関への緊急輸送等に役立つ生活インフラ道路、ここをはっきり思想的に位置づけることが

大事だ。

二番目には、リダンダンシーという、防災・減災という観点を踏まえて災害時におけるリダンダンシーを確保するということが大事。

三つ目には、コンパクト・プラス・ネットワークという、地方創生ということに絡んで、本格的な人口減少時代において、コンパクトな拠点を結ぶネットワークとしての道路の役割。

この三つというものを常に考えながらやっていかなければいけない。

そうしますと、近畿自動車道紀勢線につきましましては、整備率が六三%と、いまだネットワークとしてつながっていないという状況の上に、あそこは、津波が到達するのがたしか五分とかそのくらいだというふうに記憶しておりますが、そうしたことからいいますと、津波が来てもそこに逃げ込めるようなということで、私も紀北町とかあるいは大紀町に行かせていただきましたが、高速道路を今つくっていきまして、そこに階段をつくって、上って、そして道路に膨らみをつけて、そこに避難できるというような工夫もしているところでありまして、つなぐと同時に、そうした役割ということも含めた高速道路というものをつくっていくということが大事だろうと考えています。

今後とも必要な道路ネットワークの強化につなげていきたいと思いますし、この紀勢線につきましても、整備率が低いということがありまして、重要な道路だと認識を強くしているところでございます。

○中川(康)委員 ありがとうございます。非常に力強い御答弁をいただきました。それと、やはり考え方の観点としての三つの観点、この観点を持って整備をしていただく、非常に重要な視点を今御答弁いただいたかというふうに思っておりますので、引き続きよろしくをお願いしたいなというふうにも思っております。

次に、今はいわゆる地方部の質問でございますが、視点を交えて、今度は都市部、特に、産業構造の高いところにおける地域の成長を支える道

路ネットワークの形成、ここについてお伺いをしたいというふうに思っております。

太田大臣、先月十日に行われました予算委員会の第八分科会、これは国交省所管の分科会でございますが、ここでの自民党の島田佳和委員の、東芝四日市工場が隣接する国道一号北勢バイパスの整備促進を念頭に置いた、地方の成長に資する必要なインフラ整備の質問の中で、今後の公共事業のあり方についてこのような御答弁をしていただいております。

少し紹介をいたしますと、「公共事業のあり方」というものは、私はフローの効果より以上にストック効果というものをみていかなければならない「公共事業」というものは、単にフローの効果で今まで判断されてきたけれども「今後は」ストック効果というものをこの日本の中に見ていただくという時代をつくっていかなくてはならない、「このような答弁をいただいております。

私は、今後も、限られた財源の中で、道路等インフラ整備を初めとした公共事業、これをどのように進めていくかという選択と集中の中で、今回大臣が答弁されたこのフローの効果からストックの効果という考え方、大変重要な視点を示していただいたというふうに感じております。

そこで、繰り返しになりますように、このフローの効果からストックの効果という考え方について、これはアベノミクスの二本目及び三本目の矢でもあります財政支出動向及び成長戦略にも結びつく考え方でもあると思いますし、それ以上に、今後の地域の成長を支える道路ネットワークの形成のあり方、これに直結する重要な考え方であると思いますので、いまだ一度、詳しく大臣の方からその趣旨を御答弁いただきたいというふうに思っております。

○太田国務大臣 公共事業は無駄であるとかというの、これは間違いでありまして、無駄な公共事業はやめる、必要な公共事業はやる。公共事業が無駄という乱暴な議論は間違いであらうというふうに思います。無駄な公共事業はやめるというこ

ことが当たり前で、財政ということはそういうことで考えていかなくちゃいけない。

そこで、景気対策として従来、三種の神器と言われまして公共事業を位置づけていた一九九〇年代の時期はございますが、そのときからずっと言われているのは、公共投資の効果を論ずる場合に、フローとしての短期的な効果が重視されてきたという嫌いがあったと思います。社会資本のストックとしての本来的な効果を見る視点が欠けてきたと思います。

フローの経済効果は、いわゆる乗数効果ではあることが一般的であります。最新の分析によりまして、公共投資の乗数効果は一・一四であつて、減税よりも効果が高いとされているところであります。これによつて、景気の底割れが懸念される状況のもとで、需要を支え、デフレ不況からの脱却の進展に一定程度寄与してきたものではある、こう考えてはいます。

しかし、何といつても、社会資本整備の本来の効果というのはストック効果であると私は考えています。

例えば、今議員の御指摘の北勢バイパス整備、こういう道路ができます。そうしますと、三重県に東芝が進出をする、そして関連したところもある。

先ほど、中村先生の話のところにも、余市のところ、道路がまだできていないのに投資がされるということになると、工場が林立する。

あるいは、圏央道が最近少しずつつながってきていますけれども、埼玉県や神奈川県に工場や倉庫が物すごくふえているという状況にござい

ます。また、東九州自動車道が三月二十一日に、私、開通でらせていただきましたが、佐伯というところで、佐伯市では過去五年間で二十件の企業立地があった。陸の孤島とかいうようなことが言われたりするということで、非常に腹立たしく思っていたようでありますけれども、企業立地が進んできているということがあつて、有効求人倍率が

この佐伯で何と一・四倍へ上がったという話もありますし、あちこちでそういうことがあり、この間の北陸新幹線ができるということによつて、観光や企業進出というものが目に見えるような形でできていくというふうに思います。

そういう意味で、このように社会資本整備のストック効果というのは、新幹線や道路整備等で移動時間が短縮される、人流、物流の効率化が図られる、民間投資が誘発される、こういう経済面の効果。ここをよく見ていって、そこに効果があるというところに投資を、整備をしていくということの中で、いわゆるアベノミクスの第二の矢ということ、そしてそれが第三の矢につながっていくということ、実は、公共事業というのは、アベノミクスの中でも極めて重要な役割を、選択、集中をしながらやっていくことだと思

います。また、逆の面で見ますと、老朽化対策や防災・減災、こういうことで、もしあの堤防があれば、もしあれが整備されていれば、失われた財産というものが守られた、マイナスに行くというのを抑えたということも、またストック効果であらうというふうに思っているところです。

社会資本のストック効果が最大限発揮される必要があつて、選択と集中によつてこうした事業に重点的に取り組む、また、それはなぜかということについて解答を示していくということが私は大事なことだと思つています。

○中川(康)委員 大臣、大変に心強いというか、力強い御答弁をいただきました、ありがとうございます。

このフロー効果からストック効果の視点というのは、今後の公共事業をどう進めていくか、またインフラ整備をどう進めていくか、非常に大事な部分でございます。今御答弁いただいたように、各企業というのは予見可能性を持ってやはり進出してくるということがございます。ぜひ、この視点から今後も進めていただきたいというふうにも思います。

そう言いながら、私どもの地元の北勢バイパス、実はまだ進捗は三割でございまして、このストック効果が非常に高い地域だと思いますので、きょうは具体的な部分の答弁は控えますが、ぜひともまたよろしく願いをしたいというふうに思っています。

残り五分でございます。

もう一点、公共インフラの長寿化対策、ちよつと簡潔に伺いをしたいというふうに思います。

いわゆる高度経済成長期に集中的に建設された橋とかトンネル、この公共インフラの老朽化、さらには高齢化が進んでおりまして、ここを適時適切に経年劣化をしつかりと点検して、また修繕、補強していくこと、これは非常に大事でござい

ます。しかし、今問題となっておりまして、この公共インフラを管理している地方自治体で、それを点検できる人材が、団塊の世代の大量の退職等を含めて、足りていないという状況が指摘をされております。

これは、今後もいわゆる自治体の職員だけでしつかりと点検をしていくことができればそれにこしたことはないんですけども、やはり今もう足りていないという状況を見ると、今後、いわゆる官だけでその点検をしていくことは大変に難しい状況にきているのかなと思います。

そういった意味においては、これからは、例えば、広く現場の知恵とか技術を持った産業界の皆さんとか、また学術的な研究組織である学術機関、こういったところの手もかりながら、産学官の連携で、この人材が足りていない、そして適時適切に点検、補修、補強をしていく、この課題を乗り越えていくこと、これが必要な時期にきているのではないかと、また、そういった取り組みもしていただいているのではないかとこのように思うわけですが、特にこの地方自治体でそういった取り組みができないかどうか。

また、この具体的な一例といたしまして、今回、一般社団法人であります日本非破壊検査工業会、さらには日本非破壊検査協会が、昨年十一月に創設をいたしました民間資格でありますインフラ調査士の活用、こういったものも、各地方自治体において人材が足りない中、その状況をカバーしていく有効な手段の一つではないかと思ひますが、国交省のお考えを伺いたいと思ひます。

○山田政府参考人 お答えいたします。

社会資本の維持管理、更新のあり方につきまして、国土交通省の審議会で議論いただきまして、平成二十五年の十二月、メンテナンズ政策元年のキックオフとして答申をいただいております。その中で、各自自治体におけます人材不足の問題は十分に認識されているところでございます。

例えば、国土交通省が行いましたアンケート調査におきましても、道路については、市町村では技術職員がいらない割合が約一四％、一人から五人ぐらいの職員しかいない割合が四九％を占めているということでございます。

このような自治体の人材不足を踏まえまして、答申では、市町村の体制強化、あるいは国等によります技術的な支援の充実が指摘されているところでございますので、関係者と協力を図りながら対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、技術的な観点から申しますと、点検とか診断等を効率的に行うことが重要であるということでございますので、リーダーを活用いたした、例えば河川の護岸の空洞探査といったような民間が開発をいたしました非破壊検査技術などにつきましまして、現場での実用化を進めているところでございます。

また、こういう点検とか診断の質の向上を図るために、これらに携わります技術者の方々の能力を評価して活用するというのも重要と考えているところでございます。

このため、点検、診断に関します一定の技術水準を満たすコンクリート診断士のような民間資格、これを持つ技術者を国あるいは地方公共団体

が活用できるような新たな制度を創設しているところでございます。

今後とも、委員御指摘のように、民間企業の方々などが開発いたしました技術ですとかあるいは民間資格の活用等を図りまして、インフラの安全性の確保とかあるいは長寿化といったものを進めてまいりたいと考えております。

○中川(康)委員 ありがとうございます。

大臣も進められております防災・減災、さらには長寿化は非常に大事な視点でございまして、しかし、やはり現場で今人材が足りないという状況が発生しているところがあります。

先ほど後段でお話いただきました非破壊検査技術は非常に有効な手段だと思いますし、そういったいわゆる資格等が創設している中で、国として民間資格の認定制度を創設、活用していきたい、それを国とか、特に地方自治体で、その認定制度のもとでそれを活用していただくという流れをつくっていただく、こんなお話をいただいております。

ぜひ、そういった流れを主流化していただいで、やはり適時適切に点検、そしてそれに伴う補修をしていただくような形で、安心、安全な国土を築いていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

以上で質問を終わります。大変ありがとうございます。

○今村委員長 次に、宮崎岳志君。

○宮崎(岳)委員 民主党・無所属クラブの宮崎岳志でございます。

本日は、前回に引き続きになりますが、免震工法を使ったビルの免震ゴムのデータの偽装問題、いわゆる免震偽装問題について、前回に引き続き質問をさせていただければと思います。

前回、三月二十日に当委員会が質問を行いました。特に、問題の五十五棟以外にも、性能基準を満たさないゴムが使われたという可能性が出てきました。

データの不正操作を行ったとされる社員、五十代の課長補佐という人がほかのビルについても偽装をはめかしているということでもありますし、報道によりますと、会社の検査の中でも、再調査の中でも、全体像はまだわからないながら、操作の形跡というのは出てきているんだという報道が既になされております。

そして、その中で、私たち民主党といたしましても、国土交通部門会議で三月二十七日に、長妻昭党代表代行を先頭に、当委員会の荒井委員、伴野委員を初めとする委員で、神奈川芸術劇場とNHK横浜放送局等が入ります複合ビルの方を視察いたしました。そして東洋ゴム工業関係者からもヒアリングを行っているところであります。

その結果、やはり当初会社が説明した状況とはかなり実態が違うということで、本日、民主党から委員三人がこの問題について質問をいたしますが、私は、トップバッターということですので、まず事実関係を中心にお伺いをしたいと思います。

まず、一番目の質問なんですが、前回、三月二十日質問以降の状況あるいは取り組み等の全体像をお聞かせ願ひたいということが一つでござい

ます。特に、五十五棟の安全検証の中で、一〇〇％を超える建物本体が周囲の擁壁にぶつかって倒壊のおそれあり、倒壊しないまでも大きなダメージを受けるところでございまして、震度六強あるいは震度七の地震でも一〇〇％を超えない、一〇〇％未満である、問題はない、こういう話であつたかと思ひます。調査結果、安全検証の結果、そういうことであつたというふうに言われて

おります。

私も素人でございまして、現場も拝見をさせていただきまして、免震構造というのは大きなビルの中にビルが建っているようなものなんだなということがよくわかりました。大きなビルのようなものがありまして、そのビルの底に円筒形のゴムを置く、そしてそのゴムを並べてその上に

四角い長方形のビルを置きますと、揺れるとゴムでその揺れが吸収される。当然、ビル本体と下のブルのところは動きが違いますが、ある程度の幅がとってありますのでぶつからない、そういうものだと思うんですが、これがある程度以上の揺れになるとぶつかってしまう。ぶつかってしまうと、とまっているところに動いているものがぶつかるような形になるわけですから、大きなダメージを受ける。非常に簡単なことだと思うんです。

この一〇〇%という数字は、ぶつかるところが一〇〇%だ、そしてその手前が五〇%だったり二〇%だったり。本当に、単純化しまして、メートルの幅が擁壁とビル本体の間にあるといったしますと、それが百センチということになるんだと思いますが、一番性能が劣っていたものはこれが九九・六%であった。一メートル、百センチあると、九十九センチ六ミリのところまで壁に迫るけれども、四ミリあいているから安全じゃないかな、こういうことだったと思うんですね。私が行きました神奈川芸術劇場のビルは九六・二%、舞鶴医療センターは九五・〇%、こういう状況でございます。これは誤差もありましょうから、本当に安全と言えるのか。

また、前回の大臣への質問の中でお話が出ましたけれども、今回の免震、特に高減衰ゴムということで、その中でもとりわけ性能の高いゴムだということでも伺っておりますが、結局、防災のための施設、県庁、市役所、消防署、警察署、病院、NHKの放送局等に使用されているわけでありまして。

ここで、本体は倒壊しないまでも内部の機材が壊れたとか、家具等の備品が倒れて中のものが散乱したとか、ガラスが割れたとか、机や椅子がぶちまけられたというようなことで、中の人がけがをする。中の機材、例えば病院でいいますと、人工呼吸器とかMRIとかいろいろあると思います。そういうものが壊れた、あるいは、放送局でありましたら放送機材が壊れた、無線機が壊れ

た、あるいは、ガラスが飛び散って、中の備品が飛び散って、中の隊員が出勤できないというようなことになる。

今回のケース、九九・六%を初めといたしまして基準ざりぎりのものが幾つかありましたが、これですと、安全と言えるのか、本来の機能を果たせると言えるのかというところが問題だと思えます。ここを中心に、前回以降の状況の変化と国交省の取り組み等について伺いをできればと思います。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

三月二十日以降の対応でございますが、まず、最初に不正が判明した五十五棟の安全性の検証につきまして、東洋ゴム工業に個別出荷検査時のデータによる構造計算のやり直しを行わせました。この上で、国土交通省としても、再度、構造計算専門の第三者機関によるチェックを行いました。その結果として、五十五棟全ての建物について、三月二十六日には震度五強程度の地震に対する安全性を、三月三十一日には震度六強から七程度の地震に対する安全性を確認することができたところでございます。

今後、この五十五棟につきましては、免震装置を全数取りかえる方針であることを東洋ゴム工業は三月二十五日に表明しております。

また、三月二十四日には、東洋ゴム工業から、この五十五棟以外にも不正の疑いがある旨、報告がございました。このため、同社に対し、この五十五棟以外についても事実関係をしっかりと調査し、できるだけ早く確認を行うよう強く指示をいたしました。

国土交通省におきましては、再発防止や原因究明等に向けて、省内の取り組みとして、北川副大臣をヘッドとする省内連絡会議を設け、これまで計四回、この省内連絡会議を開催しております。

また、学識経験者から成る免震材料に関する第三者委員会を設置し、四月三日に第一回委員会を開催いたしました。第三者委員会では、五十五棟

以外の安全性確認の進め方のほか、原因の究明、再発防止策について専門的見地から検討いただき、夏ごろまでに一定の取りまとめをしていただきたいと考えておるところでございます。

なお、積層ゴムを使った免震材料は、東洋ゴム工業以外にも二十六社で認定をとり、製造、販売を行っており、三月十九日にこれらの会社に対して、社内において調査を行い、四月二十日までに国土交通省に報告するよう求めておるところでございます。

なお、九九・六%の建物というのが本当に安全なのかという御指摘でございます。

構造安全性の検証は、震度六強から七程度のさまざまな地震動の波形六種類以上を入力して、そのうちで一番揺れが大きいものが、今さっきおっしゃった一〇〇%以内でおさまるかどうかをチェックしております。

したがって、震度六強から七の地震があれば必ず九九・六%になるということではないと、震度六強から七の当該波動に関しても、九九・六%になるのは、瞬間そういう九九・六%になるということでございますので、もともと免震構造の建物は上物も相当余裕を持って設計されていることも考えると、安全性は確保されているものというふうに考えております。

○宮崎(岳)委員 安全性は確保されているというにしても、外側の擁壁にビル本体がぶつからないという意味での安全性ということでございますから、結局、内部へのダメージ、これは相当あるんじゃないかというふうに心配をしているところでございます。

これについては、専門家等もマスコミ等という言っていますけれども、九九%を超えるようなものはあり得ないというふうにはほとんどの専門家の方がおっしゃっているということもつけ加えていただきたいと思います。

そして、今回、新たに百九十五物件について不正の疑いあり、全てがということではないですが可能性があるということで、実際、何がしかの不

正はあったんだろうということだと思います。その調査はどのように進んでいるのか。また、今回の百九十五物件も、従来の五十五物件と同様に、不正なゴムが使われたということが判明した時点で、公共的なものについては物件名もこれは発表すべきだというふうに思っておりますが、この状況はいかがでしょう。

○橋本政府参考人 当初の五十五棟以外で不正の疑いがある案件につきましては、三月二十四日に東洋ゴム工業から不正の疑いがある旨の報告を受けて以降、同社に調査を急がせております。

東洋ゴム工業は、それぞれの免震材料の出荷先や出荷基数の記録は把握をしておりました。しかし、同一物件、同一の建物に一期工事と二期工事に分けて出荷するような場合に、これを別々の物件として重複してカウントしておるとか、あるいは既に取り壊された物件等の現状について把握ができていなかったということで、最終的に調査対象とすべき物件の数は現段階ではまだ正確に把握できておりません。

現在、東洋ゴム工業においては、当初の五十五棟以外に出荷された約三千八百基の免震材料について、既に取り壊された一部のものを除き、不正があつたかどうかについて調査を行っております。しかし、一部データが欠損しているものもあり、時間がかかっているとの状況でございます。

五十五棟以外の安全性につきましては、第三者委員会においては、最初の不正な五十五棟の免震材料と比べると性能値のばらつきが少なく、製品の不良度合いが小さいことから、個別の確認は必要であるものの、安全上の問題に発展することは考えにくいとの御意見はございました。

このため、安全性について大きな懸念が生ずることは少ないと考えておりますが、なお、五十五棟以外の構造安全性の検証につきましては、第三者委員会の委員の意見を伺って進めてまいります。

次に、不正が確認された場合につきましては、

委員御指摘のとおり、最初の五十五棟と同様、不特定多数の者が利用する公共施設等につきましては、その公共性に鑑み、国土交通省から物件名等を公表することといたしたいと考えております。

○宮崎(岳)委員 しつかり公表をしていただければというふうに思いますし、私もここで、先ほどの九五、九六が危ないんじゃないかと、不正があれば、きちんとそれは不正があった段階で安全性があったとしても発表しなきゃいけないんじゃないかというのを申し上げているのは、やはり、免震を使っている建物というものが高い免震性を要求される、特に防災関係の施設に多く使われているから、倒れなければいい、中で人が亡くならないければいいというものじゃないでしょうかというのを申し上げたいわけですね。それを御理解いただきたいと思います。

それで、資料の方をごらんいただきましたというふうに思います。一枚だけ御用意いたしました。これは、四月三日に国土交通省が第三者委員会というのを行った、そのときに提出された資料でございます。

特殊な高減衰ゴムの製造ばらつきというものが書いてあると思いますが、いわゆる五十五棟に使われたものが特殊な高減衰ゴムということであり

ます。真ん中にゼロ、ゼロという基準がありまして、その周りを長方形の枠で囲ってあります。この枠の中におさまっていれば問題はない、大臣基準に適合したと。本来ゼロ、ゼロを指してつくるわけですが、製品には不良品が出たり製品のばらつきがあるので、この四角の中におさまるのならばいいでしょうということです。

これを「ごらん」とおり、完全に中心点がこの四角からはみ出ております。つまり、基本的には、正規の、基準内の製品をつくらうという状況になっていて、たまたまできが悪いものが一割ぐらいこの枠の中におさまっているねというのがこの五十五棟の問題です。

そうすると、当初の会社の説明がちょっと理解できなくなってくるんですね。その根拠が失われてしまふ。なぜかという、当初不良品ができましたが、納期を守らなきゃならない、納期を守らなければならぬので、不良なものもデータを改ざんして正規の性能があるというふうに偽造して出荷をした、こういうようなニュアンスの御説明をされていたと思うんですよ。そして、個人的な不正なんだ、こういう話なんです。ところが、そもそも正規品をつくっていないんですよ、この会社は。正規品をつくっていないんですよ。だから、納期を守るためとか何とかという説明は全く成り立たないわけですよ。

私はこれを伺いたいですけれども、国交省として、では、この真の動機、この不正が行われた理由というのは何なのかと。五十五棟に使われたG・O・三九タイプというのは、もともと正規品が、この図を見てわかるのとおり、ほとんどつくられていませんけれども、それをあたかも正規の品を出しているかのようにして、十数年間ですよ、十年以上わたって出荷を続けてきたというわけですよ。こんなこと、一人でできるんですかと。

また、調査中の百九十五棟については、当該の五十代課長代理という人が、その部署には最初からいたそうだけれども、まだ責任者になる前のもも含まれているわけですよ。そして、後の方で考えれば、後任の人にこの不正操作の方法そのものの引き継ぎを行っている、ただ、後任の人は不正だとは知らなかった、こういう話なんですけれども、これは、組織的な行為じゃなかったんだ、個人的な不正だということでは言い切れるんでしょうか。

この調査の方、当面、発覚は三月十三日発表だったと思いますが、ここから一ヶ月程度で皆さんに公表できるという話だったんですが、既に一カ月に上たちました。どうなっているんでしょうか。

○橋本政府参考人 御指摘のとおり、今回の改ざ

んにつきまして東洋ゴム工業は、データの補正がブラックボックス化され、一人の担当者が改ざんをし続けていたという説明をしておるところでございますが、これにつきましては、まず、同じ製品開発担当部門に四、五名程度の職員がいたのになぜ見抜けなかったのかとか、あるいは品質保証部門においてなぜ見抜けなかったのか、あるいは、全ての製品の出荷時試験を行う際に、試験により得られたデータへの補正のプロセスを確認する手だてではなかったのか等について、東洋ゴム工業に対して原因を究明するよう強く求めておるところでございます。

ただ、現在、東洋ゴム工業においては、外部の法律事務所を依頼をして、組織、体制の観点から原因究明の調査を行っておると聞いております。この報告が出たところで、国土交通省としても、先ほど申し上げました第三者委員会において、原因の究明及び再発防止策について今後御議論いただく予定としております。

なお、東洋ゴム工業においては、当初、四月上旬にも法律事務所の調査結果をある程度発表すると申し出ておりましたけれども、五十五棟以外の不正が出たことで、それも一緒に現在調査をしているので、まだ相当時間がかかるということを東洋ゴム工業が申し出ております。

○宮崎(岳)委員 私も、そのヒアリングの際に、神奈川で会社の方に伺ったときに、交換用のG・O・三九のゴムをつくるという話があったので、これはどうなのかという話をしたら、今つくろうとしているんだけれども、大臣認定の基準に適合するような性能のゴムが今のところできていない、つくれない、こういう説明です。つまり、このゴムをこの会社はつくれないんですよ。時間をかけたりお金をかけたりすればつくれるかもしれないんですが、少なくとも量産できる体制に今現在なっていない、量産できないものを出している、こういう状況であります。

全くこの全体像をつかめない。当初の会社の説明とは全く違うわけですから、私は、同社が二〇

〇七年に耐火パネルで同様の不正を行っていた、そのことも含めて、そして、そのときに全ての製品を調査し、品質を検査し、再発防止策をとったはずなのに、それをまたいで不正が行われていたという現状も踏まえて、これは、当委員会にこの会社の関係者に来ていただいて、きっちりお話を聞くことが必要だと思っております。

そうしないと、全体像もわかりませんし、全体像がわからなければ、原因がわからなければ、再発防止もしようがないと思うので、これは、呼んで集中審議をやっていただきたいと思います、委員長の方に御要請をさせていただきたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

○今村委員長 理事会で協議いたします。

○宮崎(岳)委員 では、ぜひこれは御検討ください。

そして、G・O・三九ゴムを今つくろうとしてもつくれない。そして、これまでのケースは、こちらの資料にあるとおり、正規の製品ができていない、中心点が正規の製品の枠内におさまっていないというところがございますので、そもそも、東洋ゴム工業は、G・O・三九ゴムというのをつくる能力がなかったんじゃないかというふうに疑わざるを得ません。

当初、自分の会社だけでは間に合わないで、提携先のブリヂストンにも協力をしてもらって、その交換用のゴムを入れるということですけれども、自分のところで全くできない、全てブリヂストンだという話になると、これは製品をそろえるにも相当の時間を要するということになりますよね。当初、自分のところだけでは供給能力が足りないかもしれないから応援をかりますというのに、応援のところに全部やってもらって、自分のところは一個もできないよ、こういう話になっていくわけでございますが、これは供給がなくなるということはないんでしょうか。この点、いかがでしょうか。

○橋本政府参考人 御指摘の、高減衰のG・三九タイプというのにつきましては、御承知のとおり

り、ブリヂストンがシェアの八割、東洋ゴムがシェアの二割でございます。ブリヂストンで代替できる商品も相当数ございます。ただ、完全に同じものがないという場合もあると思います。こういう場合については、例えば天然ゴムとダンパーを使う別の免震装置にかえるとかということも、対応は可能だと思えます。

いずれにしても、個々の建物の所有者の意向を踏まえて東洋ゴムが責任を持つて是正することを我々としても強く指導したいと考えております。

○宮崎(岳)委員 先ほどの質問のところですけども、もう一点伺いました、東洋ゴム工業に製造能力があるのかどうかということについては、今どういふふうに捉えていらっしゃるんですか。

○太田国務大臣 宮崎先生おっしゃるように、私も、剛性と減衰の定数という、このいわゆるストライクゾーンから外れる、ど真ん中というのと、ストライクゾーンの中にあるというのと、完全にボールという、これは、五十五棟については完全に、ほとんどがボールということだと思えます。それで、最初の認定作業をしたときにはストライクゾーンに入っていたということ、また、ブリヂストンと共同でこの研究開発もしていたということも伺っております。

それが、結局は、免震性能の高い製品をつくらうとしたけれども、なかなかうまくつくれなかった。だから、そこでストライクゾーンに入るようにデータを改ざんして中に入れたという、これが今回のことだと思えます。一番の問題は、その製品がつかれないようになったのではないかと、そこが一番の今回の問題だと思えます。

それで、それを改ざんしたというのは、工期の問題なのか組織ぐるみなのかとかということについては弁護士が調べている。そして、その製品ということ、そうした人為的な改ざんの原因ということを含めて、そしてまた技術的なことも含めて、第三者委員会に判断をしてもらう。そして、五十五棟以外のことにしても、これは今、まだ

途中でありますけれども、ストライクゾーンの中にほとんど入ってきているという状況のようでありますが、まだ発表できるという段階にはございません。

そのところで、宮崎先生おっしゃったように、免震性能の高い製品をつくらうとしたが、うまくつくれなかったということが一番の問題ではないかな、私は、まだ結論を出す段階にありませんが、そのように思っています。

したがって、ここを取りかえるということは、当然ながら、それをつくれないうところにまたつくらせても時間がかかるだけということにもなりましますから、今局長が答弁したように、違う形のものとかそういうことなのか、あるいは他会社に応援をしてもらうのか、いろいろな形で具体的にやっていかなくちゃならない。

五十五棟の問題は、いよいよ、それをもう一遍取りかえなくてはいいけないという課題に今直面を始めた。百九十五棟と言われて、もう少し少ないようでありましても、その問題については、その性能自体を、今、ストライクゾーンなのかどうかということを調べて、これを急がせて最終段階に大体来ている。

ただし、そこが全部調べ上げられるかというと、データが欠損をしいたりしてできない部分もありますから、ここは私はお許しをいただきたい、この部分はデータがないのでできません、この部分はできます、これはストライクゾーンです、ということを含めて急がせているという状況にございます。

○宮崎(岳)委員 それを会社の方に伺うと、試作段階ではできたんです、それで大臣認定をとりました、その後、量産に入ったんですが、それ以降のことはブラックボックス化されていたのでわからないということですが、今改めてつくり直すとしてもできません、こういう話であります。

そうすると、大臣認定のあり方についても問われてくると思うんですね。試作段階で認定をとりました。ところが、量産をできません。常識的に

考えると、別に実験室でつくったわけじゃなくて、同じ工場で作ったということのようなんですけれども、同じ材料、同じ製造法であったとしても、試作品と量産では、かける手間も違う、かける時間も違う、それに携わる人も少数精鋭の人が携わるでしょう、機械も違う、コストも違うというようなことで、試作でできたから量産できるということには、イコールとは言えないはずなのに、試作で認定をとったからオーケーだよと言っている今の仕組みに問題があるんじゃないか。

それからもう一つ、これも関連になるんですけども、たつた一人の人のしかわからないというようなことが、これは何らかの、例えば法令とか規則とか通知、通達等に違反するようなことにはならないのか。ここはどうなんでしょうか。

一つは大臣認定のあり方、今、東洋ゴムが説明しているような、一人の担当者が全て知っていてあとはわかりませんというようなことの体制自体が、これは何らかの基準に違反しているということとじゃないんでしょうか。いかがなんでしょうか、これは。

○太田国務大臣 免震製品を含めまして製品の技術開発を行う場合には、試作品でできてということではなくて、実験や試作の段階は常にあるわけですが、大臣認定というのは、その製品が試作の段階じゃなくて量産段階で製造されるという完成品について審査する、段階としてはもう一歩現実に近いところで大臣認定が行われています。このために、大臣認定の審査におきましては、審査が行われた製品と同様の性能のものが確実に製造されていることを担保できないといけません。その製品の品質管理体制についてもチェックすることになっています。

ただし、そのようなチェックを経た上でも、今回は担当者によるデータの改ざんという、想定と異なる事態が発生したため、大臣認定の審査について、ここは御指摘のように検討する必要があります。そこは評価機関が評価をするわけですが、こうした重要な場合は、生産現場、品質管理の現場

へ行くというようなことを入れるとか、あるいはチェックの体制ということを加えることがあるのか、そして、段階ということを常にチェックに入っていくということが必要なのか。あるいは、たつた一人の技術水準ということで全部そこに集約されると、STAP細胞みたいなときに、実験した、つくっている本人が捏造したのもわからないというようなことではない何らかのオープンな形というものが、二人体制、三人体制とか、複数ということを絡めるのかとか、いろいろなことが必要かと思えます。

大臣認定のあり方自体についても検討の余地がある。また、製造過程の中に、そこは一人だけではないという、独占させて十年とかいうことのないようにとか、いろいろな形を、もうちょっと時間をいただいて、第三者委員会の意見も聞いたりしながら対応したい。

今はとにかく、百九十五棟というのと五十五棟をどうするかというところに全力を挙げるようにということとを私たちも指示しております。第三者委員会の中で夏ごろに結論を出すと言っていますが、その途中でもいろいろ私自身が考えていかなければいけない、このように思っています。

○橋本政府参考人 チェックをする人間が一人である、あるいは担当者が一人であることだけをもつて、例えば法令に違反するというわけではございませんけれども、今大臣からお話ありましたように、品質管理の体制が整っていることは、これは必須要件でございます。そういう意味では、もしそれが一人でできていなかったということであれば、そもそも大臣認定の要件には外れていたということになるかと思えます。

○宮崎(岳)委員 済みません。今の、つまり、一人であった、一人しかわからないような状況であったということ自体であれば、担当が一人というのとはともかく、一人しかその実態がつかめないような状況であるということであれば、これは法令あるいは規則に違反する可能性ありということとよろしいわけですね、大臣認定の基準に。

いづれにいたしましても、委員も御指摘のとおり、いどこで地震が発生するかを予測するのは現状ではなかなか困難でございますけれども、気

象庁といたしましては、この地域を初め全国の地震活動を引き続きしっかりと監視してまいりたいと思います。

○篠原(孝)委員 本題に入る前に、きのう大事な判決がありました。福井地裁ですね。前、大飯原発についても同じような判決がありましたけれども、高浜原発の三号機、四号機の再稼働を認めない仮処分だということです。

人格権とかやこしいことを言っていますけれども、書き出しは何かというと、三・一一の後、基準地震動が三百七十ガルから七百ガルになったんですけれども、それ以上の地震が二〇〇五年以降だけでも全国の四原発で五回も起きている、だから想定を超える地震が来ない根拠は乏しい、給水ポンプなども破損したりして冷却機能が喪失するおそれがある、重大事態が生じると。やはり地震のことを一番心配しているわけですね。

福井は原発銀座と言われています。物すごく多いわけですが、福井大地震というのがありましたし、ああいうふうに入り組んだリアス式のところは地震活動が盛んなところですよ。だから、地震銀座でもあるんですよ。ですから、私は、耐震構造とか免震構造というのは原発には物すごい厳しいものが必要だと思うんですが、そうなっているんでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答えいたします。

原子力発電所の地震対策に対するお尋ねでございますが、原子力発電所につきましては一般の建築物を大きく上回る対策を求めているということが言えると思います。

具体的に申し上げますと、原子力発電所の安全上重要な施設につきましては、建築基準法の基準の三倍以上の静的な地震力に耐えることを求めています。

また、発電所で想定される最大級の地震の揺れ、今先生の御指摘もございましたけれども、これを基準地震動として策定するというものでありまして、その地震動に対して安全上重要な機能を損なうおそれがないということを求めています。

ます。

基準地震動につきましては、先生の資料にもございます中越沖地震でありますとか、あるいは東日本大震災をもたらした大きな地震、この経験も踏まえまして、新規制基準の中で検討をしまして、基準地震動の策定に当たって、原子力発電所の敷地の地下の構造を三次元にわたって解析してきちんとかと求めるとか、あるいは、断層やプレートとの連続的な連動、こういったものをきちんとかと考慮した上で厳しく策定するというのを新たに追加して求めておりまして、このような基準への適合性について、新規制基準の適合性審査の中でしっかりと確認していくということにしていきたいです。

○篠原(孝)委員 国民はみんな心配しているわけですね。日本では地震が起きないところなんてないだろうと思うんです。

ちよつと指摘させていただきますと、アメリカに原発が百基以上あるんです。世界一原発が多くあるところでございます。ほとんどロッキーマウンテンの東側なんですね。ロッキーマウンテンの西側にはたつた三基しか動いていない。そもそも三基しかないんです。なぜかという、原発は地震に弱い、だからつくっていないんです。環太平洋地震帯、火山帯のところには、そもそも、アメリカの地質学者に言わせると、日本に原発があるのがおかしい、よくそんなことをしていられるなということなんです。そういうのがあるんです。そこをちゃんと認識していただきたいと思っています。

だから、僕はここを物すごく気を使つてやらなくちゃいけない。もちろん、後で触れます長野市庁舎や芸術劇場も心配ですけれども、きのう判決が下りましたけれども、この問題は私さんよく見ていたみたいなんです。地震のところから始まっているんです。そこところのチェックがきちんとかとできているんですかということ、これを思い起こしていただきたいと思っています。それで、宮崎議員が質問されましたけれども、

私もちよつとよくわからないので、素人なのでちよつとわかりやすく説明していただきたいんですけれども、食べ物の安全性とかいう、変なものが入っていたとかいうのを、食品添加物だとかいうのを、おかしい、遺伝子組み換えのものが入っているかどうか、そのものをチェックすればいいんです。けれども、建物ができちゃって、隠れているところは後からチェックできないんです。だから、こういうものの安全性のチェックというのは難しいな。

出口規制、出口でチェックする、入り口のチェックと考えると、私は圧倒的に入り口でチェックしなくちゃいけないと思うんですが、国はどのように管理しているのか、ちよつと来て説明していただけたらけれども、よくわからないんです。

国が何でもやったら国家公務員が物すごく必要になりますし、それはすべきじゃない、やつちやいけないと思うんです。すぐ日本では第三者機関、第三者機関と言いますけれども、それをやっていたら人手が多くなり過ぎるので、ちゃんとつくつたりする人をきちんと指導してというのか、認識してもらつてやつてもらつてということしかないと思うんですけれども、どこに実際に、誰がチェックして、国は一体何をもちつてチェックしているんでしょうか。そこところをわかりやすく説明していただきたいんです。

○橋本政府参考人 お答え申し上げます。

大臣認定の仕組みでございますが、まず、大臣認定の申請に当たっては、あらかじめ指定性能評価機関において、所定の技術的基準に適合するかどうかについて大学の教授等の学識経験者等による性能評価を受けることとされております。

指定性能評価機関における性能評価におきましては、免震材料などの建築材料については自社試験データの提出を受けて審査を行っており、所定の技術的基準に適合していると評価された場合には、指定性能評価機関から性能評価書が交付されます。

申請者は、この性能評価書を添えて国に大臣認定の申請を行うこととされておりまして、国におきましては、指定性能評価機関が評価すべき項目を全て評価しているかどうかについて審査を行い、大臣認定を行つておるところでございます。

○篠原(孝)委員 だから、要するに、民間とか団体に任せて、そして国は書類をチェックしているだけということなんですね。そういうことなんでしょうか。

○橋本政府参考人 申し上げましたとおり、指定性能評価機関がちゃんと全ての項目を評価しているかどうかという、そういう意味では、書類のチェックを行つておるところでございます。

○篠原(孝)委員 ですから、なかなかこれは、皆さんに考えていただかなくちゃいけないことだと思ひますけれども、難しいです。ですけれども、こういう問題が起きたので仕方がないと思ひます。

こういう安全性のチェックとかいうのを、例えばJAS制度とかいうのができたのは何かというと、馬肉なのにもかかわらず牛肉だと言つて売つていたわけですね。食べてもわからない。肉なんか食べたことがない人たちだから、見抜けなかったわけです。どの肉かわからなかった。それでJAS制度というのができたんです。大体そういうものなんです。

ですから、災い転じて福となすというのか、考えていただいて、これを機会に、前に姉歯事件というのがありました。耐震構造計算が間違つていたとか、ああいうのがあります。だから、いろいろなところでこれはあるんだろうと思います。後からチェックというのはできませんし、膨大なコストをかけてまた見直すとか、今、東洋ゴムがやっているわけですが、ああいうことをやっていたら物すごく手間暇がかかり過ぎますから、この体制というのはほかのところにも僕は応用できると思ひます。しっかりと考えてみていただきたいと思っています。それは考えていただくだいいいんですけれども

も、もう一つ僕が疑問なのは、何でこういうのが見抜けなかったか。

大体、済みません、私は食べ物のことをずっと追っているんで、食べ物のことだったらわかるわけです。いろいろなところでごまかしがわかるんです、見たらというか、我々消費者が身近で接していますからね。例えば、有名な料理店で、一回出したものをまた出したとか、それからチョコレートの中に変なものが入っていたとかというのにはわかるんです。ごまかしを見抜く体制というのを考えたらいけない気がするんですけれども、これがどうもわからない。

大臣が三月二十日の宮崎議員の質問に対して答えられて、大臣はかんかんになって怒っておられたけれども、僕はそれとおどろきです。日本の法律は大体性善説だ、みんなちゃんとやってくれるだろうと。アメリカなんかは厳しくて、人を信用していないんですね。規則、罰金、規則、罰金で、ちょっとした交通違反でも物すごい金を取って、ちょっと滞納していたら倍々になっていくんです。私は身をもって体験しているんですけれども。人はインチキをするものというふうになっているんです。

だから、私は、こういう安全にかかわるルールなどというのは、ある程度そういうことが必要なんじゃないかと思うんです。

それで、長野市の市長、七十歳で元気な方なんです。新任の市長なんですけれども、前は長野市の商工会議所の会頭なんです。彼が怒ってしまって、民間ですつとやつてこられたんですが、建築材なんかの仕事をしてこられたんです。こんなまぐらなチェックだったら、そんな変なものを提供していたら、もう信用を失って一回で会社が潰れるぐらいになる、そんなまぐらなことがあるか、どうしてそんなことがチェックできないんだ、不思議だと言っておられたんです。

この疑問にはどうやってお答えいただけますでしょうか。

○橋本政府参考人 大臣認定の特に免震材料につ

きましたは、全品の検査を出荷時に義務づけております。実際に、東洋ゴム工業においても、当該免震材料を出荷する際に、工事の施工者、いわゆる納入先の方も一緒に呼んで、目の前で試験をして数値が出る、ただ、その数値をパソコンに入れて最後にお渡しする評価書のところ、その途中のルートがブラックボックス化されてごまかされていたので、結果として、立ち会っていても全く意味がなかったという見抜けなかったという状況にあると思います。

実際に、そうやって悪意を持って意図的にデータをごまかそうとする人をあらかじめ全て封じ込めるといことは大変難しいと思いますが、しかし、それでも、東洋ゴム工業においては、例えばISO9001の認証を取ってサーベイランスを受けている。実際に、不良品が出たときに、その不良品を峻別する仕組みがないという指摘まではあつたんですけれども、不良品を見分ける仕組みがないという指摘がサーベイランスではされなかったということ、そこが落ちてしまっているんですけれども、そういう第三者のチェックというのをこういう例えば大臣認定の製造なんかにも今後生かして活用するということも、今後は再発防止策として検討しなければいけないだろうと考えております。

○篠原(孝)委員 せっかくの機会ですから、ほかのところにも応用できると思うので、じっくり考えて、いいチェック体制を築き上げてほしいと思います。

次に、大臣にお伺いしたいんですけれども、二ページ目の資料をちょっと見ていただきたいんです。これは長野市の建設事務局、大事業ですから事務局をつくってやっておるんです。ここが困っているわけです。いろいろ書いてありますけれども、図のところをちょっと見ていただきたいんです。

実は、ことしの四月にもう完成している予定だったんです。七年に一遍なんです、善光寺の御開帳というのがあるんです。今その期間なんです

すが、北陸新幹線が金沢まで延伸したのとちょうど重なって、そのときに合わせて大竣工式もやる予定だったんですが、この免震構造の前に、既にもう、上の方に「た」ごた書いてありますけれども、人手不足とかいうのもあっておきていたんです。

そこへもつてきて、今、五割ぐらい建設工事が終わっているんです。この黒いところを見て、五割と書いてありますね。どうなるのか。一番下の方、以上のおくれを踏まえての竣工予定は二十七年十一月末だということなんです。どうやって、いつ完成するのか。それで、全部取りかえるというふうになっている。取りかえというのは一体どのぐらいかかるのか。

これはちゃんと示していただかないとよくないと思うんです。不安な気持ちでみんな見ているんですね。

大臣も答弁されていたと思いますが、建物をジャッキで持ち上げたりして、何カ月もかかるし、お金も数十億円かかる。お金の方は当然東洋ゴムの方で持つんでしょうけれども、長野市としては、一体いつになったらこれは完成するのかと。今、建設途中のものが五つあるそうですが、ここが一番悩みが深いところじゃないかと思っています。

できたところのものはかえる、かえないでいいんですけれども、五つは建設中で、建設中のところが一番困っているんだと思うんです。この点についてびしっと何か国の方で指導していただきたいんですけれども、そういうことをしていただきたいと思いますでしょうか。

○太田国務大臣 長野市の第一庁舎、芸術館は、当初の五十五棟の一つでありまして、免震装置を交換しないと竣工できないという状況にあります。

現地で私も聞いてみますと、おくられている上のもたおくられている。しかし、本年十一月と云うけれども、それ以上おくられて、来年の諸行事いろいろな催し物が詰まっている、これはきちっと

工期を守ってもらいたいという意向が非常に強い。私はそれとおどろきだと思います。

それを具体的に、東洋ゴム工業に対して、製造者としての責任を果たすというんですが、これが、ちゃんとかえるものがつくられるのかどうかという、また違うものを持ってくる、いろいろなことも含めて、早急にここは、他社製品への交換を優先することも含めて、私の個人的な今の気持ちなんですけれども、工事をしていく途中のところは優先してやらなくちゃいけないなど。それに、つくっているゼネコンと、それから東洋ゴム工業と、そして、かわるとしたら、同じもので高減衰のゴムでやるというならばブリヂストンとの協力関係ということがありますから、そして市当局と具体的にどうするかということを決めていかなくてはいいけない。

まず初めに、五十五棟の中で、今建設中のところは急がなくてはいいけない、そして、こういうふうにするという方向性をお示するということが大事だというふうには私は思っております、できるだけ早く動きたいし、また、東洋ゴム工業に対しても強く促したい、このように思っています。

○篠原(孝)委員 ありがとうございます。

常識的に見れば、それとおどろきです。建設途中のものを一番優先してやってもらわないと困ります。いや、でさ上がったものも、こんな不安だから早くやれやれと、どこだって早くやってほしいと思いますけれども、建設途中のところが一番問題だと思えますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それから、今の資料の続きなんです、一番下のところ、今度は、合併特例債の適用期限。

みんなこれは、総務省がすすめていくという、合併特例債で合併、合併をやったわけなんです。だから、長野市も、僕らが余りよくないと思うんですが、今さら言ったって始まらないんですが、戸隠というのがあるんですね、これは長野市になっちゃうんです、鬼無里とか。

僕はそんなの合併しないですその名前を維持して

おくべきだと思うんですけれども、そういうことまでしてやったのが、合併特例債の適用期限が一月になっていきます。これは、平成二十八年の四月供用開始、ここじゃないとだめだと言っている。これは最初のルールでそうでいいんでしょけれども、これは長野市がサボっていたわけじゃなくて、東洋ゴムにこんな変なものを使わされていうか、こういうふうになっちゃったんだから、こんなのは当然国土交通省が率先して、長野市に汗をかかせるんじゃないかって、ちゃんとやっていただけじゃないかな、延期するのを。

これは、総務省におられたうえのさんが政務官でちゃんとおられるんですから、政務官の仕事としてきちんとやっていただきたいと思うんですけれども、そうなるんでしょね。

〇うえの大臣政務官 第一庁舎と芸術館につきましては、国の補助金の対象となっております。本年十一月、竣工が一旦延期をされております。それから、平成二十七年中に執行ができない場合には再度繰り越しの手続が必要となりますが、その際、合併特例債、御懸念の点につきましては、長野市において予算の繰り越しの手続を行っていただければ、発行することは可能だというふうに伺っております。

今委員から御指摘がございましたように、国交省としても、総務省あるいは財務省ともしっかりと連携をして、調整を進めていきたいと思っております。

〇篠原孝委員 ぜひそうしてください。

それから、せっかくですから、三ページを見ていただきたい。三ページに、長野市の庁舎ですけれども、後ろは第二庁舎で、今使っているもので、前の方の、長野としてはしゃれた建物だと思いますが、左側が芸術館で、右側が新庁舎です。そして、どうでもいいことですが、芸術館に、久石譲さんという我が方の出身の作曲家、彼を芸術監督にしまして、華々しくここで芸術活動をしていくことにしているんですよ。行政の拠点と文化の拠点、両方にしようということで、長野市のシンボルになっているんですけれども、こ

れの氣勢を今そがれているわけです。さすが、どういいう催し物をやるかというのまではまだやっていないんですが、予定しているのはいっぱいあったわけですね。それが全部先送りになっているわけです。

チケット販売をしているとかそういうのはないんですけれども、市ですけれども、お金がどれだけ損したとかいうのはないにせよ、こういうものの賠償とかいうのは考えられるんです。一般国民とか個々の住民とかいうんじゃないかって、市全体が被害を受けているんですけれども、こういう賠償というのはきちんと行われるんでしょうか。政務官。

〇うえの大臣政務官 免震ゴムの交換によって工期がおくれ、損害が生じた場合には、例えば、建築主は、東洋ゴム工業に對しまして、不法行為責任に基づく損害賠償請求を行うことができるというふうに考えられます。

東洋ゴム工業に對しましては、三月十八日に、北川副大臣より東洋ゴム工業社長に對しまして指示書を手渡し、所有者の意向について丁寧に把握をしながら誠意を持って対応するよう指示をしております。損害賠償に關しまして、本指示を踏まえて適切に対応されるものだというふうに考えております。

その範囲につきましては、個別具体的に判断されるものだと思います。

〇篠原孝委員 そうしていただくのが普通だと思ひます。

それから、最後、これは大臣にぜひお願いしたいんですが、例えば第一次産業の農林水産業なんというの、一農家や漁家や林家がそんな研究開発はできませんから、みんな国や公的機関がやっている。これは世界じゅう一緒です。

独立行政法人化云々という議論があつたときに、これは余りよくないことですが、私がいました農林水産省の試験研究機関は、政策研究機関の農林水産政策研究所以外は全部独立法化しているんです。経産省なんかもそうです。そもそ

も、民間の電機メーカー、自動車メーカーは自分で研究開発しているから、いいんですね。

ところが、建設関係とかが移行になったらどうなるか。道路だとか橋だとかこういう住宅だとかになるんですけれども、非常に大事で、民間に全部任せていいのかわからないと思うんです。

それで、国土技術政策総合研究所だけは、技術系の研究所で唯一、国の研究機関のままなんです。僕はこれは理由があると思つていいます。

理由は何かというと、大半の部分は民間でやっただけで、命にかかわるような、非常に安全なところは、国がちゃんと研究して、基準をきちんとつくって、きちんとやってくれよということだからだと思うんですね。

だから、安全にかかわるようなもの、秘密にかかわるようなもの、そういうものからいって、僕は、伝染病なんかの研究も絶対、国にしておかないといけないと思うんです、強制が伴ったりするから。

そつちは別の話なんですけれども、それと似たようなので、国土技術政策総合研究所は国の機関なので、この際、免震構造とかいうのは大事なんです、大事だから、こういふところは国が研究して、国が基準をつくってというようにすることをいって世界にも示すということが必要なんじゃないかと思ひますけれども、そういうことについて、大臣、似た分野を研究されたのを思い出して、ぜひ大臣が在任中にこういうことをしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。これが最後の質問といたします。

〇太田国務大臣 基準をつくるということにつきましては、この免震についてずっと制度改善もしてきたところなんです、この基準をつくるということについては、今後、新たな技術開発の進展や科学的知見の蓄積があつた場合には、国として主体的に改善をしたいというふうに思っています。

そういう意味で、今、国総研のお話がありましたが、国総研というのは非常に大事で、国総研あ

るいは建築研究所を中心として、積極的にそうした基準ということにかかわっていく、技術開発ということに努めたい、このように思ひます。

〇篠原孝委員 以上で終わります。

〇今村委員長 次に、伴野豊君。

大臣初め皆さん、よろしくお願ひいたします。時間が限られております上、押しておりますので、早速質問に入らせていただきたいと思ひます。

まず冒頭、昨晚の二十時五十分ごろ、広島空港で発生した、先ほどもお話が出ましたけれども、アジアナ航空の事故、負傷された方が先ほど二十五名という御報告がございました。心からお見舞いを申し上げるとともに、航空局におきましては、先ほどは調査官三名がもう現地に行つていて、このことでございますが、極力、大臣の強力なリーダーシップのもと、原因究明、再発防止にお努めいただきたいと改めて要請をしておきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

さて、原因究明と再発防止ということでございますが、きょうも同僚議員が二人、いろいろ質問させていただきます。その前にも宮崎議員がいろいろ質問をさせていただいて、私なりに、いろいろ漏れ伝え聞くことも含めて、改めて免震の技術的な勉強をやり直してみたり、いろいろ調査をする中で、これは本当にとんでもない事案です。

東洋ゴム工業による免震材料の不正事案、聞けば聞くほど、先ほどのお話にもあつたように、いろいろなことが少しずつ漏れ伝え聞けてわかってくるんですが、肝心なところになると何か核心を外れるような、例えば弁護士がどうのこうのと、そんなようなことになっているような気がしてなりません。一体全体、この事案、どのように把握されているのか。

単純に考えると、担当者あるいは前担当者、あるいはまたその前の担当者もいるという話ですけ

れども、そういうところからすぐ聞き取り調査をすれば別段いろいろ聞けるんじゃないかという気もするんですが、弁護士がとかという話になってきたり、どうも靴の上からかいているような感じがしている中で、どんどんどんどん不安が広がっているような気がしてなりません。

大臣におかれましては、リスク管理の要諦を今さらお話しするまでもないと思いますが、リスク管理の要諦というのは、グレーがどこまで広がっているのか、グレーの領域がどこまでなのか、グレーの範囲がどこまでかということ、大体このあたりがグレーなんだらうということ、予断を許さず徹底的に見きわめて、そして、そのグレーの部分を白黒つけていく。できるだけグレーの部分はなくして、白は白だ、グレーがここにあって、黒は黒、黒は対策を徹底的にやらなきゃいけない、そしてグレーをどんどん調査して小さくしていく。これがこうした事件、事故、あるいは先ほどもちらつと挙げられました感染症等々、リスク管理をしなければいけないときの要諦なんですね。だけれども、残念ながら、ここへ来てちょっと、グレーの領域が狭まるというよりも広がってきてしまっているんじゃないのかな、非常に残念な感じがいたします。

これは、私、基本的には、罪を憎んで人を憎まずという気持ちで今回の案件も取り上げたいと思いますが、罪づくりの上に罪尽くしの事柄がいっぱいある事案だなと。こういう地震対策で仕事を、御商売をする、もつと言うならば飯を食う人たちがこういうことをしていたら、本当に被災された方には申しわけない、そんな思いでこの事案をつくづく調べさせていただきました。

ですから、やはり、そんなのは言わずもがなだと思いますが、徹底的にこれは、大臣、真相究明をまずしていただいて、あの会社で何が起ったのか、そしてそれを、どこで悪魔がささやいたのか、どこかで引き戻すことができたのか、あるいは原因は一体、実際何だったのか。先ほど宮崎議員がいろいろ図なんかも出して

れましたが、あんなのは、多少技術を心得ている人間であつたら、右下に偏心しているというのはすぐわかるんです。多分、大臣、実験とかいろいろおやりになっていたら、確率統計で考えれば、右下に偏心している。つまり、ピッチャーに例えると、投げて投げても右下にドロップしていつてしまう癖がある。

では、この偏心をどう取るか。数字的には幾らでも取れちゃうんです。例えば、変数を勝手に一・二とか、勝手に剛性の方を、あるいは減衰定数どうするんだということをやれば、計算的には、計算的というのは、数字を構うことは、ある程度の確率統計の知識を持っている人ならできちゃうんです。だから、ストライクゾーンを外れているのに、さもストライクに持つていくことは可能になっちゃう。だけれども、では、実際、物としてそれができるかというところが、今回、先ほども宮崎議員が指摘されて、大臣も、多分そういうたぐいのがつくなかつたんじゃないかと。

つまり、その偏心を直すために、例えば天然ゴムにシリカをどれぐらい入れるとか、あるいは銅板と重ね合わせるときにこういう操作をもつとした方がいいとか、くつつける粘着剤をもつとした方がいいとか、いろいろ、多分、技術屋ならやるんですよ。いろいろ、偏心をきちつと再現性を高めるためにどうしたらいいかということ、本当はやるんです。技術屋というのはそういうものです。しかも、それなりの会社であつたら、そんなことはもう言わずもがな。だけれども、それが多分できなかつたんでしょね。再現できなかったんでしょ、この偏心を取るということが。

そんなようなことを考えていく中で、なかなか白、黒、グレーがはっきりしない中で、安全は、先ほど来局長もお話しになられるように、震度の五とか六とか七でもチェックをされているということ、ごさいですが、安心という、国民の安心、これは大臣も安全と安心を最優先ということをおっしゃっていますが、安心のところはなかなか

緒についていないというふうに感じざるを得ないと思います。

本来なら、先ほど宮崎議員が指摘をされたように、会社のしかるべき人間、責任者、私はこうなった以上、先ほど言った罪を少しでも軽くしてもらうためにも、担当者も来ていただいて真相を話していただくことが必要ではないかと思ひますので、まず冒頭、委員長に、しかるべき時間をとっていただいて、関係者を、例えば指定制度の性能判断ができるような組織の長の方や、あるいは学術研究者のしかるべき方とかそういう方々を一堂に会して、ぜひ一定時間をとっていただいで、しかるべき報告書なりが出てきたときには、集中審議をしていただくように、まず要請したいと思ひます。

○今村委員長 理事会で協議させていただきます。

○伴野委員 ありがとうございます。

ぜひ理事会で引き取っていただいて、御検討をいただいて、ぜひ集中審議を実現していただきたい。それだけ国民の関心の高い事案だと思いますし、地震対策でこういうことをやったということが私は許せない。ぜひ、きちつと原因究明、真相究明、再発防止をするためにも集中審議は欠かせないまず一歩だと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、時間がどんどん過ぎてしまっていますので、端的に、今までのことを整理する意味でも、数字を中心に確認をさせていただきたいと思ひます。

ちよつといろいろ聞いてみますと、五十五棟以外というふうな表現があるように、何か確定できないのかなというのがあるんですが、まず、この東洋ゴム工業の免震材料の不正事案について、国土交通省が初めて認識をされたのは、平成二十七年二月九日の会社からの報告ということよろしいですね。

○橋本政府参考人 本年二月九日に、東洋ゴム工業から国土交通省に対して、免震材料に関して建

築基準法三十七条違反の疑いがあるという報告を受けたところでございます。

○伴野委員 では、その際、東洋ゴム工業から第一報を発したのは一体誰で、国土交通省の誰にどのような内容を通達してきたのか。まあ、それは弁護士さんが入っていらつしやるということ、ごさいますので言えない範囲もあるかもしれませんが、表現できる範囲でお願いします。

○橋本政府参考人 二月九日には、東洋ゴム工業の担当役員等合計五名が私も国土交通省においてになりました。国土交通省の建築基準法関係の担当者に対して、同社の免震材料について、先ほど申し上げた三十七条違反の疑いがある旨の報告を行いました。

この際、同社代表取締役社長名で国土交通大臣宛てに「当社製造の指定建築材料に係る届出書」というタイトルの文書を提出し、先ほど申し上げた疑いがあるということを報告されたところでございます。

なお、当日、国土交通省の担当者から、担当役員等に対しては、不正の内容及び対象となる範囲を取りまとめ、至急報告するよう指示をいたしたところでございます。

○伴野委員 そして、出てきている数字が、現時点において、大臣認定不適合が判明しているのは五十五棟、二千五十二基でよろしいですか。

○橋本政府参考人 不正が判明しておるのは、五十五棟に使用されている二千五十二基でございます。

○伴野委員 あとは漏れ伝え聞く話ですが、それがあとまだ百九十五棟あつてみたり、いやいや、二百棟あるんじゃないか、いやいや、よくわからなければ百九十棟になつていっているんじゃないかと。だから五十五棟以外という表現をしているんだと思ひますが、こうした数字を国土交通省としてきっちり把握されているんですか。

○橋本政府参考人 当初の五十五棟以外で不正の疑いがある案件につきましては、三月二十四日に不正の疑いがある旨の報告を聞いて以降、調査を

急がせておるところでございます。

東洋ゴム工業は、当初百九十五棟に三千八百程度の免震材料が使われているというのを発表しました。東洋ゴム工業は、それぞれの免震材料の出荷先や出荷基数の記録は把握しておりましたけれども、同じ物件に一期工事と二期工事に分けて出荷するなどの物件の重複の状況、あるいは既に取り壊された物件等の現状については把握できておらず、最終的に調査対象とすべき物件の数は現段階でもまだ正確に把握できておりません。

現在、東洋ゴム工業において、この三千八百基の免震製品について、既に取り壊された一部ものを除いて、不正があつたかどうかについて調査を行つておるところでございますが、一部データが欠損しておるものがあり、時間がかかっているという状況でございます。

○伴野委員 一流企業と認識をしていました。四季報を見る限りも立派な会社だと思ひます。そういう会社が、ビス一本と言つたら失礼ですけれども、いや、一流会社はビス一本でもきちつと管理しますよ、それが大事件につながる可能性があります。御案内のように、大きなもので、確かに計画が頓挫したり、中座したりいろいろありますよ、キャンセルもあると思ひます。材料を変えようというようなこともあるでしょう。

しかしながら、この時点で、しかもこれだけ大騒ぎになっているのに、過去の伝票すら、台帳すらどうなっているかわからない、データが欠損していると言つていような、これは何なんだという感じですね。それなりの世界シェアの、ゴムのシェアを持つている会社で、本場にちよつとつらい状況ですが、これは五十五棟以外の不正の事実認定、あるいは数字できちつと押さえるというのはいつごろまでにやられるつもりですか。

○橋本政府参考人 東洋ゴム工業が調査に手間取つておるのは御指摘のとおりでございます。建物の調査につきましては、国土交通省も協力をしてやっておりますけれども、免震材料の出荷

データあるいは免震材料の性能については、これは東洋ゴム工業以外にデータの調べようがなく、一日も早く調査するように言つております。

当初、三月二十四日に発表して、二週間程度で全容を把握して発表すると東洋ゴム工業は言つておりましたけれども、既に三週間たつております。一日も早く正しいデータを把握して発表するように、引き続き同社を指導してまいりたいと思ひます。

○伴野委員 核心に迫る話、数字を確定しようとする、どうも弁護士という、知らない人ですけれども、その方が、一生懸命調査をしているからまだわからないんだという回答になつてきますが、それは先ほども三週間もおくれているということですが、これはもうここは激怒していただきたい、一日も早く出せ、一時間でも早く出せと。だからといっていいかげんな調査をしてもらつたらさらに困るわけですが、ここはもう厳しく、もう一日も、一時間でも早く出せ、そうじゃないと国民の皆さん方は本当に不安でたまらない。

ぜひそこは早く出させるようにしていただきたい、そうじゃなければ、第三者委員会も夏ごろ報告をしたいという一つのめどを持っていられつるわけですから、それがずるずるおくれるというようなことにもなつたら本当につらい話にもなりますし、東洋工業の調査報告がおくれたから第三者委員会の調査報告もおくれる、あるいは時間がかつたんだというふうな話にはならないと思ひますので、どうぞよろしく願ひします。

期限といへば、他社製品の免震ゴムの調査というのでも四月二十日ぐらいに集約されるというふう聞いていますが、これはめどで結構ですが、集約されてからこれも相当マンパワーをかけて見ていただかなきゃいけないものだと思いますので、そうした上で、いつごろまでに他社の免震ゴムの話は整理されて報告されるおつもりですか。

○橋本政府参考人 他社は二十六社でございますので、それほど数は多くないと思つております。四月二十日までに提出をいただいて、漏れ落ち

がないか、内容に違いがないかをチェックした上で、速やかに結果を取りまとめて公表したいというふうに考えております。

○伴野委員 これもぜひ速やかによろしく、ある面、白は白だと言ふこともこれは重要なことですから。

それで、やはりどうしても解せないのは、いろいろな経緯が聞かえてきます。先ほども宮崎議員がいろいろおっしゃつた。今、大体二十案件あつたと思ひますね、お一人でやられたと。私は、仮にAさんとしましよう、この担当者Aさん、本当にお一人でこれだけのことができちゃうのかかと。

普通これぐらいの会社だつたら、役員クラスがプロジェクトリーダーになつて新製品を開発するにやるものですよ、どこの会社だつて。絶対に、経営者がかわかなければ、これだけの製品を大臣認定までとつて世に出そうなんていうのは、そんなことができるなら逆に教えてほしい。どこの会社だつて、そうした新製品をつくるようなときには、役員が先頭になつてやはり頑張る。

これは、二〇〇七年のときにもこの会社は、たしか防火系の材料で一度、耐火材、耐火パネルかな、これで不正認定のデータを出しているんですね。

そのときの報告書を見る限りでは、やはり役員なるリーダーがいて、その人が正直言つてとんでもない独断専行のリーダーシップで、下位の者をして不正行為の実行の指示、圧力と判断せしめた可能性があるとつたというふうな、こんな報告書まで平気で出しているところなんですよ。もう既にこの時点ではレッドカードですよ。

この仕組みはやはり性善説でできていますから、これを性悪説に変えようと思つたら、先ほども篠原議員が指摘されたように、社会コストをべらばうなものにしなければいけない。これは規制社会になつちゃうおそれもあるし、技術屋の新しものをつくつていこうという気概もそぐ可能性

にもなるので、決してそんな性悪説に立つてがちにすれば、性善説をとりつても、違反をしたらずいエローカードをできる仕組み。

イエローカードが二枚なのか三枚なのか知りませんが、そこはある程度イエローカードが出た時点でもうこういう業界からは退場いただくということをしなないと、なかなかこの手の話は私はなくならないような気がしますし、なくすことはやはり、物づくり日本、技術立国日本、科学立国日本、とりわけ大臣の言葉をかりれば、耐震、免震技術世界最高峰を標榜するなら、信頼を回復するための第一歩が、退場制度というものをつくるべきではないか。つまり、たくみの心を持たない人はたくみにはなつていけないということです。

私の友人にも大工さんや建築屋さんがいっぱいいます、本当の大工さんや建築屋さん、技術屋さんというのはいいものをお客様につくりたい、場合によつては、できるだけ損はしたくないけれども、経済的に度外視してもいきたいというふうなことを思うのが、これがやはりたくみの心だと思ふんですね。それがやはり、物づくり日本、今の技術立国日本の根底にあつたと思ふんですが、残念ながら、今回かかわつた方はそのみじんもないと言わざるを得ないと思ひます。

その上でちよつと聞きたいんですが、まず、このかかわつたという担当者の方がおやめになつたのは、二〇一三年一月でよろしいですね。

○橋本政府参考人 不正を行つた担当者が他部署に異動となつたのは、二〇一三年一月一日と聞いております。

○伴野委員 その一年一カ月後に新しい担当者が気がついたということですが、私は、私自身も会社勤めの経験があり、転勤とか勤務がえというふうなことがあつて、違う部署へ行つたら何をやるかといつたら、まず、先輩が何をやってきたか、ここ一週間、一カ月をどう自分で乗り切るかというためにクリティカルパスを探して、絶対に間違えちゃいけないことを自分なりにたたき込んで仕事につくものなんですよ。

今回のこの事案というのは、先ほども宮崎議員がお示しになった、大臣もごらんになった、この減衰定数と等価剛性の表が肝なんですよ。技術屋なら、ここに不正があるというか、何らかのものがあつたのではないかなというのは、それは全部とは言いませんが、そうなつてもらわなきゃいけませんし、先ほども申し上げたように、右下に偏心があるということぐらいまではわかつて、この偏心を取るためにはどういうゴム製品にしたらいいんだ、どういう構造にしたらいいんだ、どういう粘着剤にしたらいいんだということを考えるのが、これがまさに技術開発なんですよ。それをやるのが技術屋の特性というか、こういうことに携わっている人の特性なんですわ、まさに。だから、そういうことが全くできていない、やらなかつたこの体質は何なんだろうと不思議に思つてしまつて。

私は新しく担当された方、Bさんと例えましょう。Bさんがたくみの心が少しでもあったなから引き継いで、いろいろな引き継ぎ書を見ていて、それは一週間とかすぐとは言いませんが、ある一定の期間の後ははそろそろおかしいと気がついたのではないか。これは推測で言って申しわけないんです。

当然、会社だつてそれなりの人をこのところに置かなければ、何といつても、専門性が高いから一人ですらせていましたということを平気言う人たちですから、だから、専門性がある人を置いているはずなんですよ。専門性のある人だったら絶対にこの減衰定数と等価剛性が肝だということもびつとわかるし、ここでごまかしているというようなこともびびつとくるだろうし、これはとんでもないごまかし、裏切りをやっている、大罪をやっているということ、多分、私は、一年間この人は悶々としたんじゃないかと思います。

あるいは、上司なりに報告していたかもしれないけれども、そんなことは知ったことじゃないとか、あるいは、想定で言うのはなんなんですが、

うやむやにしていたのではないかな。社内にも、二〇〇七年のときの不正でいわゆる内部告発制度をつくったみたいですが、そういうことを使って、この一年後にやっと言ったのではないかな。それでも、その五カ月後の調査結果を見ると、何にもなかったような結果になっている。

いやこれは本当にどんどん罪を大きくして、二〇一四年二月のときに引き返してれば十二棟は助かった。それから、新担当者になったときに引き返していたらさらに七棟救われた。つまり、十九棟救われた可能性を真っ黒にしちゃったんですね。これは誰の責任だというふう
に思わざるを得ないですね。

そんなようなことを本当は会社の直接責任ある方にお尋ねしたいわけですが、しかるべきときにきちつとつていただいて、ぜひそれは伺つてみたいな、そういうふうにする次第でございます。

だんだん残時間が迫ってきてしまいましたけ

れども、そうした中で、現在把握されている、いわゆる国土交通省認定をとった二十の案件にかかわっていた社長さんの数は四名で、担当役員の数は六名と認識していますが、ここはいかがですか。

○橋本政府参考人 昨日御提出いたしました資料につきましては、東洋ゴム工業に確認の上、作成したものであり、国土交通省としても、そのように認識しております。

○伴野委員 この人たちが何もかわつていなかったというふうに考える方が私は不自然だと思いますので、ぜひ、さまざまな聞き取り調査や、報告書を見るにつけ、このあたりは今後も、私どもも調べていきたいと思ひますし、国交省さんとしてもヒアリング調査を続けていただきたいと思ひます。

そうした中で、先ほど篠原議員から長野市庁舎のお話で出ましたように、これは再三、宮崎議員からも指摘があるように、まず、判明した五十五棟の中でも、消防拠点とか警察署とか高度な医療施設を持ったなきやいけないようなセンターが入っ

ているんですね。つまり、防災拠点、あるいは知事さんなり市長さんなりがそういったところですよと指定をするところが現時点においては不法建築物になっている。

さらに、これも漏れ伝え聞く話ですが、全数取りかえをやって、全部めどがつくのは少なく見積もつても二年だということを考えるときに、そうしたときに、そういう建物を防災拠点としているときの管理者の責任とか首長の責任とか、そんなようなことが問われ出したら、これはもう本当に国交省の枠を超えた案件になりつつあるのではないかと思いますが、このあたりはどう考えておられますか。

○橋本政府参考人　今回の不正事案につきまして、御指摘のとおり、高い耐震性が求められる公益性の高い建築物を含む多くの建物が違反状態になっていることは極めて遺憾であると考えております。

当然、東洋ゴム工業に対しては、五十五棟以外の不正の疑いのある事案について、事実確認を行い、速やかな安全性の検証を求める。それから、五十五棟を含む全ての不正事案について、必要な部品の交換等も含めた安全性の確保を図ることにより、個々の建築物が早期に違反状態を解消できるように、特定行政庁とも連携し、引き続き指導してまいります。

あわせて、国土交通省といたしましては、このような不正事案が発生したことを重く受けとめ、第三者委員会の提言をいただきながら、必要な再発防止策を策定の上、着実に実行してまいる所存でございます。

○伴野委員　時間も来ましたので、最後に大臣にお尋ねしたい。

大臣も、先般のときにおっしゃっていたように、御自身もそういう耐震のお話を学生時代にも研究された。そうした方が今のやりとりを聞いていて、多分じくじたる思いもされたのではないかと思います。最後に、先ほど来申し上げましたように、免震材料が国民の不安をあおっている、

揺れを吸収できないというのが本当に皮肉な案件
 になっているんですけれども、そうした意味で、
 真相究明、原因追及、再発防止へ向けての決意を
 お聞かせいただきたいと思います。

○太田国務大臣　極めてこの案件については遺憾に思っているところでです。しかも、世界最高の免震技術を誇っている我が国にとって、その信用が損なわれたことは極めて許しがたいことでもあります。

五十万棟、それから百九十五万棟、もう少し少ないようでありませうけれども、ということについて、本当に不安に思っていることがありますから、まず安全と安心ということについて徹底した調査を、大体今週ぐらいに百九十五万の、この一週間ぐらいで、概要で少し欠損しているということと、欠損しているという報告でいいという、まずそうしてきちつと、わかっているのはここだということ、を、それぞれの、例の剛性と減衰率のあそこの表の全体像を提出させるということに今力を注いで、そこから、今度は、長野の例もありました、直ちに、どういう順番で、どういうふうに変換していくかという作業に入りたい、このように思っています。

私は四つずつとやっておりまして、一つは、今申し上げました安全、安心の確保ということ。二番目には、他社の免震材料の調査、これが四月二十日に期限で出ます。第三には、原因の究明。技術的なことと、私も、たつた一人というのはどういうことかなと。偏心を直すというのは本当に当たり前のことで、うそをついて改ざんした人も、これができないということがその人は少なくともわかつていたというならば、どういうふうにならばで日常的にやっていたのか、どういう指令で技術開発というのを努力していたかという経過について十分じゃありませんから、その辺も原因究明を図り、そして第三者委員会にも判断をしていた、ということ、三番目。そして、再発防止策ということ。

これら四点について、徹底的にこれからさらに

調査を急ぐようにしていきたい、このように思っています。

いずれにしても、正直なところ、段取りをそうして整理して決めてきているのが私どもであつたりするというような状況が続いておりますが、一定のそれらについての結論が一つ一つ出てくるという段階で、それを急ぐとともに、次の段階に入れるようにしたい、このように思っています。

○伴野委員 時間となりましたので、終わります。ありがとうございます。

○今村委員長 次、下地幹郎君。

○下地委員 維新の党の下地幹郎でございます。我が党も東洋ゴムの事案について少し説明をいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○今村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○今村委員長 次、下地幹郎君。

○下地委員 維新の党の下地幹郎でございます。我が党も東洋ゴムの事案について少し説明をいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

○今村委員長 次、下地幹郎君。

○下地委員 維新の党の下地幹郎でございます。我が党も東洋ゴムの事案について少し説明をいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

○今村委員長 次、下地幹郎君。

○下地委員 維新の党の下地幹郎でございます。我が党も東洋ゴムの事案について少し説明をいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

第一類第十号

国土交通委員会議録第三号

平成二十七年四月十五日

乗用車のタイヤとか、トラック、バスのタイヤとか、そういうものを相当のシェアでやっているんですよね。だから、この業務内容を見ると、一%の免震の問題でこの会社をどうだとかこうだとかというよりも、この会社がつくっているそのものの全部をチェックしないと、この会社の問題点を洗い出せないと思うんですよ。

だから、この論議の中で、五十五棟の免震の問題を私たちは今論議していますけれども、この会社の体質は、断熱パネルのときもそう、今回のときもそう、そして、必ず誰かに責任を押しつけて、それで会社が乗り切ろうとする体質。全部そうなっているわけですよ。だから、認可を与えている国土交通省が、今後、この会社全体として、どういうふうになるか、この会社のチェックをしていこうというふうにお思っているのか。私は、この五十五棟だけの話じゃなくて、そのことについて大臣の考えを聞かせていただきたいと思います。

○太田国務大臣 まず、免震材料、この件についての案件でありますから、これはこれできちっとやる。そして、そこに至ったという経過の中に、そうした原因究明という中に体質問題というのが浮かび上がってくるのではないか、このように思っています。

そこでの対応ということについては、どの範囲にどうなるかということについては不明でありますけれども、体質問題というものが指摘されれば、それについての対応を明確にしていかなければいけない、このように思っております。

○下地委員 大臣、私が申し上げたいのは、免震の問題だから免震を明確にする、それはもちろんやらなければいけないことなんですけれども、この会社の場合は先ほど申し上げた断熱パネルの問題もあるので、今の会社がつかっているタイヤとかは、さまざまなあらゆる業種で使われている。しかも、人が乗っているんですよ、バスにしても、航空機にしても、トラックにしても、その他部。一回早急にこの会社に検査を入れて、その他

のつくっている製品が認定どおりできているかどうかをまずやった上で、この耐震の話をやつて解決していくというのが私は最優先じゃないかと思うんですよ。

私が申し上げたのも、体質が怖いんですよ。だから、まず、この耐震の話じゃなくて、全体のチェックをもう一回、使われているタイヤに問題がないのかどうなのか。多くのバス会社が、多くの航空会社が、多くの重機メーカーが全部東洋ゴムのタイヤを使っていますよ、これは間違いない。これは大丈夫だといって、不正でできたもののはどうするべきかというように、そういう措置をやられることが会社の体質からすると大事じゃないかと思うんですよ。

○太田国務大臣 そこについては直ちにその作業に、私としては、今の御指摘を受けて入らせていただきたいと思います。

○下地委員 それで、先ほど、これは同じようなメーカーが二十六社あるというんですけれども、これは自社点検をして二十日までに報告しろと書いてあるわけですよ。本当にこれは自社点検でいいんですか。待つて、待つて、最後まで聞いてから。これは自社点検ではだめだと思ふよ。

僕は、これに関しては、国土交通省が二十六社に対して抜き打ち検査をするとか、第三者委員会をつくつて、第三者といつても設計士の皆さんならわかりますよ。こういうふうな公的な設計をやられている皆さんとか、大学の先生とか、そういうところの方々に集まってもらつて、この二十六社が施工した仕事の一つか二つでもいいですよ、抜き打ち検査をやつて、それでチェックをするというふうなことが私は必要じゃないかと思うんですよ。

今回の東洋ゴムの事案も、局長おわかりのように、御答弁があつたように、東洋ゴムから、みずからが、この問題についての指摘を自分たちで国土交通省に来てお話ししたわけですよ。国土交通省が指摘をして見つけたわけじゃないですよ。

ね。そういうことからすると、今、二十六社がそのまま、私のところは大丈夫ですよとか、私のところはちゃんとやっていますとかいっても、そうですかというふうなことには、私はなかなかならないんじゃないかと思うんですよ。

今大臣からもお話がありましたけれども、南海トラフ、これは三十三万人の死者が予想される。そういう中で、どうやって防災対策をしていくか、こういうふうなことに今国を挙げて全力投球でやられているわけです。しかも、自民党は国土強靱化計画という大きな柱を立てて、災害に強い国家をつくらうというその一番の、都市の災害に、直下型災害に強いものをつくるためには耐震化が一番必要だったんですよ。

この信頼が揺らいでいる以上は、二十六社のそのまの報告書待つてではなくて、私が申し上げたように、第三者委員会をつくつて、それで二十六社のやられた仕事に抜き打ち的に調査をして、それで結果を出していくという方が、国民からすると安心するんじゃないかと思ふすけれども、局長、どうですか。

○橋本政府参考人 御指摘をいただきました平成十九年の防火材料の不正の後、実は、防火材料の抜き打ち検査という抜き取り検査を、無作為抽出検査をやっております。

ただ、免震材料につきましては、物を抜いてきて検査することとはできません。しかしながら、ことしの六月一日から、去年の国会で成立いたしました建築基準法の改正案が施行されます。これの中で、こういう建築材料を製造するメーカーに対する立ち入り権限が国に与えられることになりましたので、こういうものも使いながら、かつ、今設けられている第三者委員会はこの二十六社の製品のチェックもこれは責任として持つておりますので、この第三者委員会の意見も聞きながら必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

○下地委員 この第三者委員会は、工場の視察だとか工場の検査だとかというの盛り返されて、

おやりになる計画がもう既にでき上がっているんですか。

○橋本政府参考人 具体的な、例えば工場のチェックとか、そういうことを予定は入れておりませんけれども、当然、第三者委員会の機能としてそういうこともやり得るというふうには考えております。

○下地委員 抜き打ち検査というのは二つあって、今までつくったものの検査をするのも重要だけれども、今工場のメカニズムというのはそう簡単に変えられるものじゃありませんから、今の工場をきょうでもやるぐらいのことをやられないと、なかなか信頼が湧いてこないんですよ。

今病院なんかで災害病院を認定しようと思つたら、耐震化とか免震化だとか、全国のあらゆるところで今図面に書いておるところが物すごく多いわけですね。うちの沖縄なんかでも、今、大きな病院をつくらうといつたら、災害に強いとなると、こういうふうな免震、耐震をやられているわけですから。

やはり、この二つの視点、今までのつくったものはどうだったのかというのと、今現在つくっている工場のこの状況はどうなのかということをやるとなると、私は、被害が大きくならないためには、早目にこの二十六社に抜き打ちの工場検査を入れて、それで、いや、大丈夫ですよ、残りのところのつくっている品物は大丈夫ですよというのを国土交通省として大臣が明確にお話した方が、今耐震問題を一生懸命頑張っている人からすると安心するんじゃないかと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○太田国務大臣 まずは、四月二十日にそれぞれのところから出てきますから。そして、その調べ方というのは、製品については一つ一つ、それはチェックをして出しているわけです。

今回のことは、改ざんということが行われたということは、係数を掛けたということなんです。そういう意味からいまして、まず、各社、二十六社から提出をしていただくというものを受

けての判断だと思います。

○下地委員 局長、この東洋ゴムに国土交通省から天下りは行っていますか。

○橋本政府参考人 行っておりません。

○下地委員 この二十六社にも一人も国土交通省から天下りは行っていないんですか。各省庁からでも、これはもう一%だから、住宅局じゃなくても、自動車局とか道路局とか、そういうところから一人も行っていませんか。

○橋本政府参考人 申しわけございません。二十六社については調査をしております。

○下地委員 これは調査してください。

私が今、自主検査じゃなくて、そういうことを申し上げておりますけれども、今は申し上げませんけれども、私は透明性が物すごく大事だと思うんですよ。

だから、改ざんということでこうなっていますけれども、今からこの調査をして検査をする場合には、非常に国民からわかりやすい、これは国民の命とそして財産がかかわるような話でありますから、そういうのに一点の曇りもないような仕組みをつくらなければいけないというふうに思うんです。

万が一、天下りが行っているケースが二十六社の中であつたとしても、それがこの検査で問題がないというようなことをやっていくためには、自主検査じゃなくて、第三者委員会の力強い指導のもとに検査をすることが大事だというふうな、透明性が大事だということを改めて申し上げさせていたいただきたいと思ひます。大臣、もう一言だけ御答弁をお願いします。

○今村委員長 何をですか、下地さん。質問の趣旨がよくわかりませんが。

○下地委員 私が言ったことに対して。透明性を持ってやるためにも、ぜひお願いしたいということについての大臣の考えをお願いしたい。

○太田国務大臣 透明性というのは必要でありまされども、天下りとか天下りでないというようにすることについてはまた別の問題だと私は思います

ので、調べてはいない状況ではありますけれども、ここは私としては、この免震の不正事案ということについてより重点的にやってきて、全体の、タイヤがどうだとか、そこまで広げて、そして天下りで誰か関係者が行っているのかということまで、私が直ちにここで回答はできません。

○下地委員 回答はしなくて結構なんですけれども、それぐらいまで国民は興味を持って見ていて、認可を与えている国土交通省がどういうような対応をしているのかというのには興味も持っているということをやぜひ御理解いただきたいと思ひます。

それで、次の質問にさせていただきますと思うんですけれども。

今、沖縄県の中で普天間基地の辺野古移設の問題が大きな問題になっていますけれども、この前、三月二十三日に、海底面の現状を変更する行為というふうなものが出されて、そのことについて防衛施設局が指示文書の停止の申し立て書をやって、それで停止が三十日に農林大臣から出されて、行政不服審査法に基づいて審査をなされているというふうな行為が今スタートしているわけなんです。

翁長県知事さんは、最終的には埋立認可の取り消しをした、破砕の取り消しの後には、最終的には埋立認可を出したことに對する取り消しをしたというふうなことを言っているようでありまされども、公有水面の埋立法に基づいた承認を行った知事が取り消しをしたというケースはこれまでありませんか。局長。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

公有水面埋立法に基づく承認が、承認を行った都道府県知事により取り消された事例については承知しております。

○下地委員 これはなかなか今までもないと思うんですよ。自分で、行政の継続性ですから、前の知事がやったにしても、その知事一人の政治判断でやったわけじゃなくて、行政手続上、全部、その認可をしたものが、新しい知事になったから

これを取り消しをするというふうなことがないというの、私は今までの事例としてはそうだと思うんですけれども。これは法律的に取り消せるんですかね。やろうと思えばこれはできるんじゃないか。

県知事さんが、前の知事がやったことを自分は認めないといつて、これを、まあ、理由はつきますよ、留意事項とかいろいろなこと。埋立承認を与えるときには留意事項がついていますが、民間の企業に対して埋立認可の許可を与えたときには、それに対していろいろな条件がついていますから、この条件でだめだというならば埋立認可を取り消すというふうなことはやるかもしれませんけれども、自分が認めたものを、沖縄県が認めたものを取り消すというこの行為そのものが県知事のできるのかできないのか、そのことをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

現状では、条件等はよくわかりませんので、直ちに仮定の話にコメントすることは差し控えています。

○下地委員 これは大事なことで、局長。これは取り消せないのか、取り消せるのかというの、今は法律的な根拠は全くないということね。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

埋立法四十二条に、国において埋め立てをなさんとするときは、当該官庁都道府県知事の承認を受けるべしというふうな条文がございます。

一方で、取り消しについては、明文上は規定はございません。

○下地委員 局長、では、明文上ないということ、翁長知事が取り消しをするという行為は、法に基づいたらできるといふように解釈していいわけですね。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

現状で、今後いかなる理由でどのようなお考えをお示しになるか不明でございますので、仮定のお話にコメントすることは差し控えていただ

きたいと思ひます。

○下地委員 局長、何を言っているのか意味がわからないけれども、法律に基づいてだめだということがなければ、知事が自分の判断でできるということは大丈夫なんですかと聞いているんですけれども。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになって大変恐縮でございますが、今後いかなる理由でどのようなお考えをお示しになるか不明でございますので、現状において仮定のお話にコメントすることは差し控えてさせていただきます。

○下地委員 私の方で調べたら、これは法律的にはとめるということではなくて、埋め立てを取り消すという行為は、県知事がやろうとすればできるというような判断になるんじゃないかと僕は思うんです。これは、国土交通省がこれをやるのか、この法律上無理だとかいう根拠の法律が全くないというようなことになってくるんですけれども。

この埋め立ての取り消しがもし出た場合に、岩礁の破碎の許可の場合には、水産資源法の第四条に基づいて認可をもらって、沖縄県の漁業調整規則の三十九条に基づいて、条件をつけながら沖縄県がその岩礁破碎の許可を与えたということになっているんです。

その後、岩礁破碎について、沖縄県の方が停止をしました。今工事をしないでくれ、一週間しないでくれという停止をしましたけれども、この停止に基づいて、防衛施設局が行政不服申し立てをして、執行の停止申し立てを行って、これを林農林大臣が認め、審査をするというようなことを今やっているわけなんです。それで、執行停止が今進んでおりますから、知事知事が停止をするということ自体を停止して、工事は進めながら、今、この問題は審査請求の裁決を待つというような流れになっているんですよ。

これは、破碎許可の認可は農林水産省にあるから、農林水産省が、この仕組みに基づいて、今こ

ういうふうな県との行政的な訴訟を行っているということになりますけれども、これが、公有水面埋立法の第四十二条に基づいて、埋立承認の留意事項に沖縄県が違反しているというようなことで、留意事項だから、もうこれはとめるということで、埋め立ての承認の取り消しをした場合には、これは、今防衛施設局がやったような形になってくると、不服申し立てに基づいて、防衛省はまた国土交通省に不服申し立てをして、停止を求めている行為を、先ほど申し上げたようなことになるんですけれども、こういう行政手続になると判断していいんでしょうかね、埋立承認の取り消しが行われた場合でも。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまの御質問でございますけれども、現状では、そういう仮定のお話にコメントすることは差し控えていただきたいと思います。

○下地委員 局長、私は行政手続の手順の話を聞いているだけなんですけれども、埋立認可が、沖縄県じゃなくてもだめになった場合はこういう行政手続になりますかと聞いているだけなので、仮定の話じゃなくて、行政手続上どうなのかということも答えられないんですか。

○池内政府参考人 大変恐縮でございますが、仮定の話にお答えできません。

ただ、一般論としては、さまざまな行政手続があるのは事実でございます。

○下地委員 では、もうこの論議はやめましょう。次に進みましょうね。

それで、埋め立ての設計変更というのがありますけれども、設計変更について、岩国の飛行場をつくたときに八回の設計変更が出ていますけれども、それは防衛施設局の方から山口県知事に埋め立て変更に関する申請書を出して、八回の申請が行われたということでしょうか。

○左藤副大臣 お答え申し上げます。

今御指摘の岩国飛行場の滑走路移転事業は、公有水面埋立法に基づき、平成七年九月二十二日に公有水面埋立承認願書を山口県知事に提出し、平

成八年十一月二十八日に同願書の承認を得ております。

本事業においては、工事期間中に護岸の位置の変更や埋立土砂の採取場所の変更等が生じたことから、平成九年から二十年にかけて、先生御指摘のとおり、承認願書の変更を計八回行っております。

○下地委員 もう一つ、中部国際空港のことですけれども、中部国際空港の空港島の公有水面埋め立て変更ですけれども、この前、航空局長に聞いたら、六回だということなんですけれども、これは六回ですか、空港島の地域の開発だとか空港にかかわる設計変更は。

○田村政府参考人 今お尋ねの中部空港の件でございますけれども、公有水面埋立法に基づく設計概要の変更の手続四回、それから免許条件に係る変更の手続二回、合わせて六回でございます。

○下地委員 航空局長、この前も安保委員会ですういうふうにお答えになったけれども、愛知県から先ほど資料をいただいたら、中部国際空港株式会社が免許の変更許可を行ったのが六回、空港島の地域開発用地、これはそのまま、この中部国際空港と同じような公有埋立法をやっているものが八回、みんな十四回という返答が愛知県からあったんですけれども、私と航空局長の認識の違いはどこにあるんでしょうか。

○田村政府参考人 一部事業に愛知県の企業庁がやっている部分がある、企業庁が県の公有水面の担当に八回ほど変更の許可等の手続をとったというふうに今聞きました。

○下地委員 だから、埋め立ての公有水面法に基づいては、中部国際空港では、企業庁のものも含めて十四回あったというふうな認識でいいわけですか。

○田村政府参考人 そういう意味で、私もがお答えしたのは国の事業のところだけだったわけでございますけれども、愛知県の部分も含めると十四回ということだと思います。

○下地委員 そこで、ちょっとお聞きしたいん

です。

設計変更、埋め立てにかかわる設計変更が行われますけれども、これは県知事が設計変更に関しても承認をするかどうかを認めるというようなことになるわけですが、それよろしいですか。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

承認の判断は県知事になります。

○下地委員 これは、県知事が設計変更の承認をしなかったら、埋立事業というのは途中でとまるというようなことの認識でいいんですか。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

仮定の話にはコメントは差し控えますが、一般論といたしましては、変更承認が得られなければ変更にかかわる埋立工事はできなくなります、これは申請者が適切に対応されるというふうに考えております。

○下地委員 やはり、設計変更して、その許可をいただくということがなければ、これは当たり前なことですが、工事は進めることができませんよ。そういうふうになることは間違いないんじゃないでしょうか。

もう一回だけ、この部分、ちょっとお聞かせください。

○池内政府参考人 一般論として申し上げますと、変更承認が得られなければ変更にかかわる埋立工事はできなくなります、これは申請者において適切に対応されるというふうに考えております。

○下地委員 そこで、もう一回、行政手続の話をしますけれども、万が一県知事が承認をしないというふうなことになる、これもまた行政的な不服申し立てを行って、破碎処理と同じような行政手続がこの埋め立ての場合でもできるんでしょうか。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

重複になって恐縮でございますが、仮定の話にコメントすることは差し控えていただきます。

○下地委員 行政手続のルールを聞いているだけで、誰が何をやれと言っているわけじゃないんだけれども、それでも答えられないの。

北海道の知事がとか愛知県の知事がではなくて、変更を認めないという県知事が出てきた場合には、どういう手続でそれを行政的に手続上やっていくというルールがあるんですかというのを聞かせていただいているだけなんですよ。仮定じゃなくて、あなたがやっている行政のルールを聞いているだけの話。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

あくまで、仮定の話にはお答えできませんが、一般論として申し上げれば、公有埋立法のさまざまな承認とか許可とかございますけれども、そういうことについて行政不服審査の対象になり得ることとはございます。(下地委員)もう一回、行政と呼ぶ今おっしゃった不服審査請求等の検討の対象となり得ます。

○下地委員 それならば、先ほど言ったように、埋め立ての岩砕処理と同じように、岩砕処理のときにも行政手続法は不服申し立てを行ってやっていくということになるし、埋め立ての取り消しがあつても、また同じような不服申し立てをやつて、やる。設計変更が認められなくても、同じようにまた行政手続をやつて、不服申し立てをしていくというようなことが何度も続いていくというふうに僕は認識すればいいのかな。

○池内政府参考人 お答え申し上げます。

今お答えいたしましたのはあくまで一般論の話でございます。仮定の話についてはコメントは差し控えていただきます。

○下地委員 これは、なかなか設計変更の印鑑がないと難しいんですよ。いろいろな識者から聞いても、これはもう前にも進みません。また、今回の岩礁破砕のように、埋立申請の変更が承認されないうちに工事を進めるといふことも、私は、行政的にも、法的にも不可能だといふようなお話を聞いておりますから、そういう意味では、今度の普天間基地の辺野古移設の問題についても、この

工事の中で設計変更がこれから、岩国の飛行場で八回、そして今、中部国際空港で愛知県を含めて十四回と言っていますけれども、岩国の飛行場と今の辺野古の問題を見ても、もう一般的に見ても、辺野古の方が埋立面積からしても大きくて、設計変更が出てくることだけは確かなんです。設計変更が出てきて、今の翁長さんの姿勢では、設計変更で印鑑を押さないといふようになってくると、この問題がこのまま前進を著実にしていくといふようなことにならないのではないかなといふふうに思っているんです。

それで、私は、きょうこの質問をさせていただいたのは、四月に安倍総理がアメリカに行つて、アメリカ議会で演説をするんですよ。この演説をするときに、この普天間基地の辺野古問題をお話するのはないかといふようにも聞こえてくるわけです。それは、アメリカ議会で五十四年ぶりに、池田総理以来、演説をするわけですけども、そのときに普天間基地の辺野古の問題を明確に発言しなければ、アメリカ議会もグラム移転の予算を今凍結していますけれども、この予算を解除することはないのではないかといふように言っている。これは、突っ込んだ発言をするのではないかといふように言われているんですよ。

それで、この発言をあの議会でやられると、外交的な約束になられて、これはもうやらざるを得ないといふようなことは誰しもがわかることなんですけれども、しかし、私が申し上げたいのは、この国で一〇〇%のまだ確立されていないものを他の国に行つて約束するといふことの発言を僕はアメリカ議会でやるべきじゃないと思うんですよ。

安保法制、アメリカでやりますよと高村副総裁が、自民党の副総裁が言つても、この国内においては、自民党と公明党で衆議院、参議院は過半数以上あるわけですから、これは確実に通りますよ。どんなに民主主義が反対しても、維新が反対しよう、共産党が反対しよう、これは通る。そういう政治背景ならば、これは一〇〇%できると

いうことならば、私は向こうに行つて約束をしてもいいのではないかと思うんです。

しかしながら、今回の辺野古の件は、進めてはいるけれども、状況が変わつて、政治環境が変わつて、これだけ不透明になっている中でこれを断定してお話することは、将来の長い意味での日米同盟に、辺野古一つではありませんから、私たちの日米同盟の関係といふのは、そういうことについては今、私は明確な発言はすべきじゃないといふふうに考えています。これは私の考えです。

質問通告していませんけれども、もし大臣にお考えがあつたら、ちよつとお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

○太田国務大臣 特段コメントすることはありません。

○下地委員 これは私が申し上げさせていたたいで、これから多くの皆さんが、この訪米前までにどういふような発言をすべきかといふことについて論議が起こればといふふうに思っていますから、そのことをぜひ期待を申し上げたいといふふうに思っています。

それで、もう一つですけれども、空港の周辺の密度といふものを、少し基準をいただきたいんですけれども、平成二十五年度の空港別離発着回数の一覧表というのが国土交通省から出ているんですけれども、福岡空港が十七万四千二百四十六回、一日四百七十七回、大阪空港が十三万九千五百五十二回、一日三百八十一回、普天間飛行場が年間七万回、一日百九十一回。人口密度は、半径三キロ以内で、福岡空港が十九万六千人、大阪空港が二十七万人、普天間飛行場が十二万人。半径三キロ以内の世帯数が、福岡空港が十万三千戸、大阪空港が十二万一千戸、普天間飛行場が四万九千戸なんです。

今回の辺野古の議論の中で、普天間飛行場が世界一危険な空港だといふような言葉がよく政治家の間からいろいろな形で出てきますけれども、この世界一危険な空港だといふような数値をいろ

いろ探してみても、伊丹空港や福岡空港のこの数字から見ると、私たちがよく使っていた、普天間飛行場が世界一危険だといふ根拠的なものが、調べてみるとなかなか見つからないんですよ。

危険な飛行場だといふ数値みたいなものを、これぐらいの密集地で、これぐらいの世帯数が固まつていて、飛行回数がこれだけいけば、これは危険な空港だといふ数値を航空局の方は基準としてお持ちになっていますか。

○田村政府参考人 航空は安全が第一の産業でありますので、人口密度あるいは発着回数でその危険度をはかるといふような、そういう基準は持っておりません。

○下地委員 私もいろいろ勉強させていただいたら、今局長が御答弁なされたように、私は、この密度で、飛行場の離発着回数がこれ以上は入らないとか入るとかといふのはあることはあつても、そのことがそのまま危険な飛行場というレベルに位置するようなものにはならないといふふうに思っていますけれども、普天間飛行場は世界一危険な飛行場だといふふうによく表現されるわけですから、これはどういふ理由なんですか。防衛省、来ていますけれども、防衛省はそれに関して何かコメントを持っていますか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

普天間基地につきましては、住宅や学校等に囲まれ、市街地の真ん中にあるといふことで、極めて危険な飛行場であるといふことで、その固定化は絶対避けるべく移設事業に取り組んできているところでございます。

○下地委員 伊丹空港も周りにいろいろな施設がありますけれども、どこが違うんですか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

普天間基地につきましては、住宅等が近接をし、また近くに小学校等が所在をしている、また過去に米軍のヘリコプターの墜落事故等ございましたので、その危険性についてはいち早く除去する必要があるといふふうに考えております。

○下地委員 答弁を聞いていて思うんですけれど

も、住宅の密集度からしたら、先ほど申し上げたように、何度も申し上げますけれども、伊丹とか福岡空港の方が多いいんです。周辺に学校もあるんです。老人ホームもあるんです。ガソリンスタンドもあるんです。

何で普天間基地が危険なのかというようなことの根拠は、軍用機が飛んでいるということだけの違いですか。飛行機は、離発着機は十七万回と十四万回と七万回ですから、普天間の方が全く飛んでいません。半分以上です。密集地も普天間の方が薄いです。それで世界一危険だと言われるゆえんは、根拠としては軍用機が飛んでいるからこれがだめだというような認識でいいんでしょうか。

○山本政府参考人 お答え申し上げます。

防衛省といたしまして、伊丹空港あるいは福岡空港等との比較について申し上げる立場にはございませんけれども、先ほど申し上げましたように、米軍普天間基地につきましては、その近傍に住宅あるいは小学校等が所在し、市街地の真ん中にあるということで危険性があるというふうに認識をしておるところでございます。その危険性の除去に向けて最大限努力をしているという状況でございます。

○下地委員 これについては、またあした安保委員会がありますから、そのときにじっくりとやらせていただくというふうに思っていますから、あしたは今のような答弁では私は納得しませんので、ぜひ、きょう一日考えて、合理的な答弁をお願いしたいというふうに思います。

それで、あと二つだけ質問して終わらせていただきますけれども、きょう沖縄開発金融公庫の理事長が来ていますけれども、沖縄開発金融公庫法は四十七年にできて、公庫の役員は、理事長が一人、副理事長が一人、理事が三名以内というふうに決まっているんですけれども、今までは、理事長が財務省から出たら沖縄側から副理事長、沖縄側から理事が出ると、今、譜久山理事長は沖縄側ですから、副理事長は財務省から出てくる。三人の理事も財務省とプロパーと沖縄側が推薦をす

る人が理事になる、これがずっとこれまで続いてきた背景があるんです。

今回、理事がお二人かわったんですけれども、そのときに、沖縄県の方が譜久山理事長に、沖縄県として今の沖縄県の平良企業局長を公庫の理事として推薦したいというように、譜久山理事長にお話しになり、安慶田副知事もそのことについて公庫に申し入れをしているはずなんですけれども、結果的には、沖縄県の推薦の方ではなくて、前の仲井真県政の副知事を国はある意味一本釣りして公庫の理事にしたというように、ことが言われていますけれども、譜久山理事長のところに翁長知事や沖縄県から、自分たちはこういう人を推薦したいというようにすることは明確にありましたか。

○譜久山政府参考人 お答えいたします。

今先生のおっしゃった県からの公庫の理事についての要望書等については、提出はございません。

○下地委員 理事長は、翁長知事とこの件について意見を交換したことはありませんか。

○譜久山政府参考人 電話で数度かはございます。

○下地委員 そのときに、翁長知事から具体的な名前や県の推薦する人についてお聞きしていないわけですか。

○譜久山政府参考人 お聞きしておりません。

○下地委員 全く聞いていないわけですね。それだったら、そのことを近いうちに明確にして、きょう私が話をしたのは、これを明確にしたいんですよ。復帰以来、公庫ができてから、県が推薦する人が断られたケースというのは初めてなんです。これは沖縄の枠が初めてなくなつたんです。このことは、私は簡単に考えちゃいけないと思います。やはり、みずからの政治と違う人が県知事になろうと、これまで財務省とプロパーやそして沖縄側から推薦した方がずっと沖縄開発公庫の理事や理事長を務められてきたケースが、初めて壊れたケースなんです。これは。

私は翁長さんにも安慶田さんにも話を聞かせていただきましたけれども、そのときには確実に理事長に申し上げたと。理事長は翁長さんと高校時代の同級生でありますけれども、きょう答弁ではつきりと違うとおっしゃいましたので、このことを県から明確にして、聞いていたのか聞いていなかったのか、この答弁が本当にうそか本当か明確にすることは物すごく大事なことでというふうに思っています。私はそのことについては近いうちにはつきりとさせていただきます。

きょう理事長に来ていただいたのは、理事長がどういう答弁をするのかというのを私は聞きなかつたというように思います。聞かなかつたということでありますから、そのことについてこれから明確にさせていただこうというふうに思っています。このようなことをうそをついたら絶対だめですよ、これは。はつきりさせていただきますというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、私も政権下で防災の担当大臣をさせていただいていたんですけれども、最後に南海トラフについて、地震が発生した場合に、農業集落が約一千集落、漁業集落が四百集落、これが孤立化するというようなことを言われております。

今、和歌山県なんかになると、農業集落が二百七十五、漁業集落が八十七、これが孤立化するというようなことになっていきます。この前視察で和歌山へ行つて見させていただいたんですけれども、道路が今いろいろと工事が進められているんですけれども、この道路を何とか、緊急災害時に道路の一部分、何百キロの道路ですから、そのうちの三キロか四キロをKIC130が、自衛隊の輸送機が着陸できるような道路にすることができないだろうかというのが私の思いなんです。これは防災担当の大臣をしたときも、孤立化するところに、万が一寸断された場合に、ヘリコプターであったり自衛隊の空輸機であったり、そういうようなものが着陸できるような体制、台湾に

おいてはそういう道路は何か所があるわけなんですけれども、こういうようなものを国土交通省の方で考えることができないかなという提案なんです。

これをやるには、なかなか基準は難しいんですよ。やはり高台でつくらないと、道路がずっと回っている中の高台のところであつたら津波に対する意味がないというところもあります。それで、一般の道路だと、アスファルトの舗装だと二十センチくらいですけれども、飛行場のアスファルトのものだと二メートルから三メートルの舗装が必要になつてくるわけなんです。この部分だけは二メートルか三メートルの舗装をしないと、飛行場としての活用ができないということになるわけなんですけれども。

こういうようなことを一回どこかの時点で、特に和歌山と言わせていただいたのは、半島が大きくて、南海トラフ地震の中でも孤立する可能性が非常にあると言われていただけに、この地域の一部をこういうような発想で、それで、何といいますが、車がとまるところ、買い物をするところかな、ちよつと忘れましたけれども……（発言する者あり）そうそう、サービスエリアも、食料の備蓄を行うとか燃料の備蓄を行うとかというようなことはおいて、できればいいな。間違えたから、迫力がなくなつちゃったね。

そういうことなんですけれども、道路局長、どうですか、こういう発想を一回。

○深澤政府参考人 お答え申し上げます。

高速道路を自衛隊などの飛行機の離発着に使用するというのを考えたときに、三つの観点から考えなきゃいけないと思っています。

一つは、委員御指摘のように、衝撃に耐えられる強度であるかどうかということ、二つ目は、空間的に長さが確保できるか、それから幅が確保できるかということ、それから三番目は、平坦性でございます。これらを考えたときに、残念ながら、我が国の高速道路はかなり急峻な地形につくつていますので、トンネルなどの構造物があつ

て、そのような条件を満たすような設計は現在のところなされておられません。和歌山に関しても調べてみましたけれども、一定の区間直線であるところとは、飛行機の離発着のことを考えると、なかなかそういうところがないということが現実でございます。

それとあわせて、緊急事態の場合、高速道路は輸送としても利用されますので、緊急車両の通行との関係、その辺も含めて幾つか課題があるのではないかとこのように思っています。

ただし、一方では、緊急時において航空機能の活用はかなり重要な点だと思っておりますので、高速道路会社の管理する高速道路では、平成十三年度から休憩施設などで救急活動支援のヘリポートの整備をしております。平成二十六年度末までに七十一カ所整備させていただいております。

また今、サービスエリアのお話でございます。サービスエリアは、例えば東日本大震災のときも、サービスエリア、パーキングエリアが被災地に向かう自衛隊の方の基地になったり、いろいろな意味でお役に立ったと思っております。こうした教訓も踏まえまして、サービスエリアには、そういう備蓄、防災の備品、あるいは平時からの訓練とか、そういうことを進めておりまして、高速道路事業会社の一部においては防災の拠点のモデル化の事業もしております。

これらの観点も踏まえて、議員御指摘のように、これから災害時にもお役に立てるような道路にしたいと考えております。

以上です。

○下地委員 今度、防衛省は五機のオスプレイを購入することが決まっているんですね。五年計画でこれを買うというふうなことになるので、オスプレイの場合には、今のCH47のヘリコプターより二倍の速さで進みますし、物量的には物すごく積み荷が大きくなるというふうなことになりますけれども、物すごく重量が重いものなんです。普通のヘリポートのつくり方ではオスプレイの対応というのはなかなか難しいんじゃないか

なというふうに思っています。

私は、これから防災の観点からも、政府としてもオスプレイを五機購入すると。この沖縄のオスプレイが今あらゆるところの防災訓練で活用されていることを考えると、このオスプレイという飛行機を想定したパーキングエリアのヘリポートであったり活用方法であったりというふうなことをやはり考えていかなければいけない。

だから、道路網を整備するというのと同時に、自衛隊の輸送能力を高める、そういうふうなものとあわせて道路構造というものを考えていくことは、これから非常に大事になってくるというふうに思っていますから、そういう横の連携を各省ちよつととって、南海トラフの地震による、三十三万と言われている膨大な、私たちが想定できないような厳しい数字が一万でも二万でも減っていくような体制づくりをやっていくことが大事だということに思っていますから、ぜひそのことをやっていただきたいというふうに思います。

私の方の質問はこれで終わらせていただきますけれども、きょうお話があったことについて、またいろいろとこれからは皆さんから御意見を聞かせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○今村委員長 午後一時十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時十分開議

○今村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。穀田恵二君。

○穀田委員 日本共産党の穀田恵二です。

きょうは、私も免震ゴム偽装問題について質問します。

国交省は、不正の対象となった五十五棟について、震度六強から七程度の地震に対して倒壊するおそれはないとし、さらに、追加で発覚した百九

十五棟に関して、建物全体が倒壊することは恐らくない、倒壊まで至るようなことはまずないと言っています。

国交省は、不正のあった免震ゴム装置を使用した建築物の安全性を強調していますが、大したことはないという認識で対処されておられるんですか。まず、そこを聞きたいと思えます。

○太田国務大臣 重大な問題であるというふうに思っています。

それで、改ざんという、こうした不正ということも大変な問題ですが、日本の免震技術については大変すぐれているということは定評があつて、しかも、東日本大震災の後、全国でしっかりした耐震性を確保しなくちゃならない、こういう状況ですから、私は本当に怒りにも似た気持ちでいることは事実です。

○穀田委員 国交省は、対象建築物については、建築物全体の構造安全性が損なわれているというのではなくて、免震装置によつて建築物の揺れを抑える機能が低下していると説明していて、もともと免震装置は揺れを少なくするもので、建物の構造上の安全性には影響がないんだと言わんばかりに聞こえるというのが私の率直な感想です。重大性は極めてあるということなんですけれども、建物が倒壊に至らないまでも損傷する。例えば、改修しないと生活できないこともある。そもそも、震度六強から七程度で倒壊しないという基準は、生存できるというごく最低限のものにすぎません。

報道では、昨年三月に完成した高知県安芸総合庁舎は、問題の免震ゴムが使用されていた件で、建築課長は、南海トラフ巨大地震で死者四万二千人、全壊十五万三千棟と想定し、同庁舎は災害時に救命や救助の司令塔になるべきもののなというう怒りを述べておられます。また、国立病院舞鶴医療センターは、改ざんの疑いがあることがわかった後に同社が装置を納入したと指摘をし、新棟は今年六月末に完成予定だった、物すごく無責任で不誠実だということで院長は批判をされて

います。病院はほかにもあつて、三重県立志摩病院外来診療棟などがあります。

これは極めて住民の命にかかわる点で軽視できない。医療施設がこのような医療ができなくなるような事態が招来しかねないわけですから、これに対する対策も順を追ってやるというだけでなく、この病院の問題については早くやらなければならぬと指摘しておきたいと思っています。

ですから、私は、抑える機能が低下している程度だというような話では済まぬ問題だと思つています。私どもは、十年前の姉齒の事件のときに、倒れないから壊れないとする耐震基準そのものを厳しくすべきだと当時問題提起しました。

では、今回の免震偽装不正は何が問題なのか。建物の安全に必要な構造については、耐震偽装事件もあつて、構造計算の適合性判定など厳しくチェックするようになりました。今回の免震装置は、建物の基礎に当たる部分の材料となるものであります。建物の安全性は、構造計算して安全であると確認するが、そのときには、基礎や柱などの材料の品質も当然基準に適合していることが前提になります。

今回は、不正、偽装のあった材料が使用され、それをもとに構造計算もされたとなると、構造計算そのものが正しいと言えないんじゃないでしょうか。その辺をお聞きしたいと思えます。

○橋本政府参考人 当初不正が発覚しました五十五棟につきましては、委員御指摘のとおり、構造計算を全てやり直して、三月二十六日には震度五強程度、三月三十一日には震度六強から七程度の地震に対する安全性を確認いたしました。

このやり方といたしましては、構造計算をやっているのは当初設計した事務所で、東洋ゴム本体ではございません。中立の第三者の構造計算事務所が、東洋ゴムから正しい免震材料の強度等をもつて、建物全体の計算を全部やり直した結果でございますので、この結果については、少なくとも六強から七では倒壊しないということは間違いないというふうに考えております。

○太田国務大臣　そこが安全であればいいというのでは本当ではありませんで、免震構造を取り入れたということは、今御指摘のあった病院にしろ、防災庁舎にしろ、特に免震ということが大事なんだ、手術をする、あるいは点滴をしている、いろいろなきでも、あるいはピーカーとかいろいろなものがある、いろいろなことが仕事の上で大事なんだということの中でやったということからいいますと、これは人命にもかかわるし、免震ということであってやった人たちの心を完全に踏みにじったものであるというふうに私は思っています。

○穀田委員　事の重大性はよくはつきりしてきた、全く許せないことなわけですけれども。

問題は、免震装置は建築物の構造部の材料となるわけですから、その品質の基準適合は、耐震性など安全性を確認する前提でないといけないと思うんですね。その材料の偽装、不正というのは、これまでの建築行政として想定していなかったことなのか、あるいは見過ごしていたのか、私は極めて深刻な問題として捉まえる必要がある。だから、そういう認識と覚悟を持って対応すべきだということでもあります。

同時に、ここで実態の把握が必要です。

先ほど、議論の中で、調査段階とありました。問題は、五十五棟に加えて百九十五棟が新たに判明しているわけですが、その建物全てが特定できていないのはなぜなのか、簡潔にお願いします。○北川副大臣　当初、五十五棟以外で不正の疑いがある案件について、三月二十四日に東洋ゴム工業から不正の疑いがある旨の報告を受けたわけですから、それで、同社に対して、調査を早急にやるように、こういうことで急がせました。

現在、東洋ゴムにおいては、当初の五十五棟以外に出荷された約三千八百基の免震製品について、不正があったかどうか調査を行っているというところであります。

ただ、その中に、既にもう建物を取り壊されておるものがあったり、あるいはまた、約二十年以

前の装置であって、ディスクのデータの読み出しが非常に困難であるというようなものも若干ありますから、そういうようなものの取捨選択ということで若干苦勞しておる、こういうようなことであります。

五十五棟以外の安全性については、第三者委員会において、不正な五十五棟の免震材料と比べると性能値のばらつきが少なく、製品の不良度合いが小さいことから、個別一つ一つの確認は必要であるというものの、全体的な安全上の問題に発展することは考えにくいということで第三者委員会の方から御意見をいただいております。

いづれにせよ、五十五棟以外の構造安全性の検証については、第三者委員会の意見を伺って進めてまいりたいというふうに思っております。

○穀田委員　北川副大臣、私が聞いたのは、建物で特定できていないのはなぜなのかと聞いているんですよ。今お話あったのは、壊されたものもあるとか、二十年前のものがあるとか、そんなもの台帳がなかったということなんでしょう。そう言ってくればいいんですよ。しかし、この売りは、六十年間もつというものなんでしょう。とすると、二十年間でなくなるようなことは困るという話なんですよ。

問題は、先ほど来、この間、話をずっと聞いていると、要するに台帳がないわけでしょう、はっきりしているのは、台帳がないし、そういう納品の資料が非常に不完全だ。ところが、私が気にしているのは、そういうことがわかってから国交省は何をしていたかということを知りたいんですよ。

つまり、事前に報告を聞きますと、東洋ゴムによると、自分のところがひどいことをやっていたみたいだというふうに、ゼネコンがこれをつくっているわけですから、ゼネコンが資料を出してくれと自分のところがないものだから頼むと、まず謝るのが先だろうとか何とか言っておきながら、自分というわけでしょう。そこを言っておきながら

わけ。

問題は、そういうことで済むのか。ゼネコンはえらい態度が大きいやないかと。要するに、免震のものがおかしくなっているときに、それは何をしておいても、利用者と所有者、そういう方々に対して責任を果たさなならぬし、まず出しましよというものが筋と違うのか、それを指導することがおたくの責任と違うのかと私は言いたかったわけですよ。おわかり。うんと言ってくればいいです。

○北川副大臣　現在継続しておる建物につきましては、これはデータは皆あるわけです。ただ、それまでもう取り壊された建物もある。これについてはデータその他が非常にそろわない、あるいはまた、非常に古いもので、そのデータのシステムができていなかったというようなものがあつて、それによってデータがそろわないということ、そのデータがそろわないために免震の虚偽という不正とか、そういうものがあつたかどうかということはなかなか把握できない、こういう意味でございまして、今現在ある建物については、これは明確にちゃんと規定どおり行われておるかということはとれるというふうに思っています。

その上で聞けれども、問題は、今回の免震偽装というのはいつからやられていたのか、これは十年前からだと言われている。十年前といえ、先ほど述べましたけれども、姉齒元建築士の耐震偽装事件があり、建築偽装が大問題になっていたところなんです。そして、建築物の偽装事件が世間を騒がした時期に、みずから戒めるのではなくて、偽装や不正を始めたかもしれない。それが一つ。

もう一つ重大なことは、東洋ゴム工業自身が、二〇〇七年十一月、耐火偽装発覚の最中だったということなんです。断熱パネルを偽装して大臣認定の取り消しが行われ、再発防止策を国交省に報告していた。同じ会社の中で、性能評価の大臣認定を受けるべき建築材料で偽装が発覚して、会社自身が再発防止策を模索している、一方でですよ。もう一方で同じ会社の中で免震偽装をやっていたことになるわけですね、同じ時期に。そういう驚くべきことなんです。

国交省は、答弁によりまして、品質監査室による全出荷製品の品質検査の徹底、全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施、それから部門間人事異動の徹底ということを平成二十年、二〇〇八年の一月に発表しております。これらのいづれかが確実に実施されていたら、今回の不正事案は生じ得なかったというふうに考えております、こう言っているわけですね。

だとすると、この事実は、この再発防止策が実施されなかった、あるいは効果がなかったということになるんです。なぜ実施されなかったと考えるんですか。

○橋本政府参考人　再発防止策がいかに機能したかににつきましては、午前中もお話をいたしましたけれども、現在、法律事務所において、組織体制上の問題点についてチェックがされておるところでございます。

この結果を見ながら、我々としても、今後、第三者委員会の意見も聞きつつ判断をしたいと思っております。

いたんだと僕は聞いているわけですよんか。

だから、私はその意味で、東洋ゴムに、再発防止策というのは、単なる耐火の問題と違って、全体としての会社としての対応だったという点での、国交省の監視、監督責任を自覚すべきじゃないか

と指摘しておきたいと思うんですね。

私は、なぜ見抜けなかった、この点が極めて問われている。その反省がないとだめだと思うんですね。

大臣は、悪意を持ちデータ改ざんをした場合、見抜くのは難しい、性能評価を受ける際、試験データが正しいという前提と述べておられます。こういう仕組み自身が問題だと私は言いたい。

確認したいんですけども、大臣認定は、指定性能評価機関が審査するが、実際は企業が自主検査し、書類を審査機関に提出するだけなのか、元データ、試験データが正しいかどうか実証試験はしないんですか。

○橋本政府参考人 建築材料の大臣認定におきましては、自社データを認めております。ただし、その自社データをはかる機器等が正確なものであるか、あるいは測定方法が正しいかということについては評価機関がチェックをしております。

○穀田委員 さつき、これを出しましたよね。これの中に、耐火パネル偽装の際に、日本建築総合試験所による「再発防止策についての報告概要」というのが次のように指摘しているんですね。

性能評価試験の不正受検防止策ということで、試験は、指定性能評価機関職員の立ち会い、試験体の仕様と認定申請の仕様が同一であることを確かめる、無作為に抽出し、予備の試験体も分析する。

二、認定後の監視というのもあって、認定を受けたものでも、市販されている材料等を対象とした性能確認試験等を実施し、認定仕様と同一のものであることを確認するとともに、仮に同一でない場合には認定を取り消す等の方策が必要だ、こう言っているんですね。

これは確かに耐火パネルの問題ですよ。でも、そういう問題提起をしているということは、やはり何らかの形でこれに比べて前向きにやる必要があったと私は思うんですね。

だから、企業の自主検査をした元データをチェックもせずに認定するというやり方、企業責任をこの際やめる必要があると私は考えます。

大臣認定を取得するときの偽装に関しては、元データまでのチェック、国交省または第三者機関による検査など、体制を考えるべきだと思います。

認定基準不足の製品の納入に関しては、設計者など、製品納入、購入事業者などが検査結果等を確認するような仕組みを考える必要がある。その意味で、大臣認定制度の見直しは急務だと考えますが、この点は、大臣、いかがお考えでしょうか。

○太田国務大臣 大臣認定制度というのか、例えば、免震の今回の不正という事案については、大臣認定をするということの中で、評価機関が直接現場に行くとか現場の器具を見るとか、そうした現場感覚というものも加えてやるとか、さまざまチェック体制というものを重ねていくという必要があると思います。

建築の場合は、大臣認定というのは五千ぐらいあるんですね。ですから、その五千ぐらい、こういうところの全部が大臣認定になって、それを全部国で、現場というわけにもいかないんですが、非常に人命にかかわって重大なものとか、先進的な技術のものとか、対象というものの重さということとか、あるいは評価機関が現場に行くとか、そういうような、幾つか大臣認定にかかわって今回のことで変えていかなくてはならないことがある、このように認識しています。

○穀田委員 私も、全部やれと言っているんじゃないんですよ。だけれども、人の命にかかわる大事な部分というのはお互いわかっているわけですから、これはこうだね、これはこうしようねという話を今後しないと、やはり企業任せにしているのだめだ。

これは二つ問題があると私は思うんですね。といいますのは、国交省の調査の際に、営業部からのプレッシャーがあったのではないかと、このことを安全調査室長は聞いているわけですよ。だから、もうけが、シェア獲得のためのコスト競争に走って、企業自身の安全軽視、利益優先型経営を推し進める、これが一つやはりある。

もう一つは、私は、二〇〇六年の四月に、耐震偽装事件の再発防止対策の提案を行いました。そのときに、問題の核心は、規制緩和によって建築確認検査を民間任せにし、チェック体制も整えないままコスト優先の経済設計を可能にした、当時、経済設計というのが問題になりましたよね、ということを私は指摘し、建築行政を安全よりも効率優先に変質させたことであると指摘をしたわけですね。

だから、この二つがやはり今後とも大事だと私は思っています。ですから、事業者の自主規制に委ね、国による監視ということをやめた結果、こうなってくる。だから、チェック体制も、やったときは必ずチェック体制と言っただけでも、大体、事前チェックから事後チェックに変えて、何でも企業任せにするということを変える必要があると考えます。

最後に一言だけ言いますと、きょうの質疑を通じて、東洋ゴム社長や関係者を参考人として当委員会に招致し、東洋ゴム偽装問題の集中審議を求めたいと思います。

○今村委員長 理事会で協議いたします。

○穀田委員 終わります。

○今村委員長 次は、内閣提出、水防法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣田昭宏君。

水防法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○太田国務大臣 ただいま議題となりました水防法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年の多発する浸水被害に対応するため、ハード、ソフト両面からの対策を推進する必要があります。また、下水道施設について、老朽化対策により機能を持続的に確保するほか、再生可能エネルギーの活用促進を図ることが求められています。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充するとともに、新たに、いわゆる内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設けることとしております。

第二に、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設することとしております。

第三に、下水道の機能を持続的に確保するため、下水道の維持修繕基準を創設するとともに、日本下水道事業団が管渠の更新や維持管理及び下水道工事の代行をできるようにする等の措置を講ずることとしております。

第四に、再生可能エネルギーの活用を促進するため、下水道の暗渠内に民間事業者が熱交換器を設置することを可能とする規制緩和を行うこととしております。

そのほか、これらに関連いたしましたので、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしく申し上げます。

○今村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十七日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、

は、これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

水防法等の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律

(水防法の一部改正)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「洪水」の下に「、雨水出水」を加える。

第二条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「当該指定都市の長」の下に「並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七條第四項において同じ。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「消防団」を「消防団」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

第三条の二中「洪水」の下に「、雨水出水」を加える。

第七條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用

する。

第十三条の見出し中「行う」の下に「洪水に係る」を加え、同条第一項及び第二項中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改める。

第十三条の二中「前条第一項」を「第十三条第一項に」、「若しくは前条第二項」を「第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条」に改め、同条を第十三条の四とし、第十三条の次に次の二条を加える。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同法第四条に規定する流域下水道又は同法第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さ)をいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標準管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したのものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の水防計画で定める水防管理者及び量水標準管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

計画で定める水防管理者及び量水標準管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標準管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

第十四条の見出しを「洪水浸水想定区域」に改め、同条第一項中「当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」を「想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。)」に、「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、同条第二項中「区域及び」を「区域」に改め、「水深」の下に「その他の国土交通省令で定める事項」を加え、同条第三項中「指定の区域及び浸水した場合に想定される水深」を「前項の国土交通省令で定める事項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る

排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

第十五条第一項中「前条第一項の規定により浸水想定区域」を「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域」に、「当該浸水想定区域」を「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」に改め、同項ただし書中「第三号ハ」を「第四号ハ」に改め、同項第一号中「第十三条第一項若しくは第二項の下に」、第十三条の二若しくは第十三条の三を加え、「若しくは都道府県知事が」を、「都道府県知事若しくは市町村長が」に、「以下」を「次項において」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第十五条第一項第三号中「浸水想定区域」の下に「（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」を加え、同号イ中「施設」の下に「（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）」を、「の洪水時」の下に、「雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」を加え、「及び洪水時」を「及び洪水時等」に改め、同号ロ中「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に」を「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として」に、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同号ハ中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

第十五条第一項に次の一号を加える。

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の

確保を図るために必要な事項

第十五条第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第一号中「前項第三号イ」を「前項第四号イ」に改め、「掲げる施設」の下に「（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）」を加え、「一次条第七項」を「一次条第九項」に改め、同項第二号中「前項第三号ロ」を「前項第四号ロ」に改め、同項第三号中「前項第三号ハ」を「前項第四号ハ」に改め、同条第三項中「住民」の下に、「滞在者その他の者」を加える。

第十五条の二第二項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項の地下街等」の下に「（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

第十五条の二第二項の次に次の一項を加える。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

第十五条の三第一項及び第十五条の四第一項

中「洪水時」を「洪水時等」に改める。

第十五条の五中「及び第三項」を「及び第五項」に改める。

第二十八条第一項中「運搬用機器」の下に「若しくは排水用機器」を加える。

第二十九条及び第三十二条第一項中「洪水」の

第二十五条

別措置（第二十五条の二―第二十五条の九）
条の十一―第二十五条の十八」に改める。

第二条第二号中「尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽」に改め、「ポンプ施設」の下に、「貯留施設」を加え、同条に次の一号を加える。

九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第二章第三条の前に次の節名を付する。

第一節 公共下水道の管理等

第十二条の二第二項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十四条第一項中「第二十五条の七第二項」を「第二十五条の十五第二項」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（災害時維持修繕協定の締結）

第十五条の二 公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ

下に「雨水出水」を加える。

第三十三条第四項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

（下水道法の一部改正）

第二条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

「第二章 公共下水道

第一節 公共下水道の管理等（第三条―第二節 浸水被害対策区域における特

に、「第二十五条の二―第二十五条の十」を「第二十五

じめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する公共下水道について、公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「災害時維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「災害時維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一 災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設（以下「協定下水道施設」という。）

二 災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その他の公共下水道の状況に応じて行う協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事の内容

三 前号の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四 災害時維持修繕協定の有効期間

五 災害時維持修繕協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

第十六条中「者」の下に「、前二条の規定による場合のほか」を加える。

第二十一条の二第二項中「、再生利用」を削

り、「減量」の下に「努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(水防管理団体が行う水防への協力)

第二十三条の二 公共下水道管理者は、水防法

(昭和二十四年法律第九十三号)第七條第四項(同法第三十三條第四項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七條第三項に規定する同意をした同法第二條第六項に規定する水防計画(以下「同意水防計画」という。)に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該同意水防計画に基づき水防管理団体(同法第二項に規定する水防管理団体をいう。)が行う水防に協力するものとする。

第二十四條第三項を次のように改める。
3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

一 排水施設を固着して設けるとき。
二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

三 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

イ 同意水防計画で定める水防管理者(水防法第二條第三項に規定する水防管理者をいう。)又は量水標管理者(同法第十條第三項に規定する量水標管理者をいう。)が設置する量水標等(同法第二條第七項に規定する量水標等をいう。)

ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百

條第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二條第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

第二十五條の十第一項中「第二十三條」を「第二十三條の二」に改め、同條第二項中、「第二十三條」を「第二十三條の二」に改め、第二章の二中間條を第二十五條の十八とし、第二十五條の九を削る。

第二十五條の八第一項中「第二十五條の十」を「第二十五條の十八」に改め、同條を第二十五條の十六とし、同條の次に次の一條を加える。
(他の施設等の設置の制限)

第二十五條の十七 流域下水道管理者は、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

一 流域関連公共下水道を接続するとき。
二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

三 第二十四條第三項第三号イからハまでに掲げる物件その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないときとして政令で定めるとき。

第二十五條の七を第二十五條の十五とし、第二十五條の六を第二十五條の十四とする。
第二十五條の五中「第二十五條の三第一項」を「第二十五條の十一」に改め、同條第二号中「第二十五條の十」を「第二十五條の十八」に改め、同條を第二十五條の十三とし、第二十五條

の四を第二十五條の十二とし、第二十五條の三を第二十五條の十一とする。
第二十五條の二中「行なう」を「行う」に改め、同條を第二十五條の十とする。

第二章に次の一節を加える。
第二節 浸水被害対策区域における特別の措置

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第二十五條の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域(排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。)において浸水被害の防止を図るためには、排水設備(雨水を排除するためのものに限り、が、第十條第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。)

(管理協定の締結等)
第二十五條の三 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設(浸水被害の防止を図るために有用なものであるものとして政令で定める規模以上のものに限り、以下同じ。)を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等(当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明

らかなものを除く。次條第一項において同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)との間に、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

第二十五條の四 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等とならうとする者(当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定雨水貯留施設所有者等」という。)との間において、管理協定を締結して建設後の当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。
(管理協定の内容)

第二十五條の五 第二十五條の三第一項又は前條第一項の規定による管理協定(以下単に「管理協定」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理協定の目的となる雨水貯留施設(以下「協定雨水貯留施設」という。)

二 協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項

三 管理協定の有効期間

四 管理協定に違反した場合の措置
2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。
一 協定施設(協定雨水貯留施設又はその属する施設をいう。以下同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(管理協定の縦覧等)

第二十五条の六 公共下水道管理者は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、公共下水道管理者に意見書を提出することができる。

(管理協定の公示等)

第二十五条の七 公共下水道管理者は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、当該管理協定の写しを当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第二十五条の八 第二十五条の第三項、第二十五条の四第二項、第二十五条の五第二項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第二十五条の四第二項中「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「予定雨水貯留施設所有者等(雨水貯留施設の建設後にあつては、雨水貯留施設所有者等)」と読み替えるものとする。

(管理協定の効力)

第二十五条の九 第二十五条の七(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた管理協定は、その公示のあつた後において当該協定施設の雨水貯留施設所有者等又は予定雨水貯留施設所有者等となつた者に対して

しても、その効力があるものとする。

第三十一条中「まで、第二十三条の下に「第二十三条の二」を加える。

第三十一条の二第二項中「第二十五条の第二項を「第二十五条の十第一項」に改める。

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

(協議会)

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十七条の二及び第三十八条第一項第一号中「第二十五条の十第一項を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第四十二条第一項中「第二十五条の第二項、第二十五条の第三第二項を「第二十五条の十第二項、第二十五条の十一第二項」に改める。

第四十六条、第四十六条の二第一項各号、第四十七条の二、第四十九条第一号から第四号まで及び第五十一条中「第二十五条の十第一項を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第三条 下水道法の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下

水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであるり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

第二条第四号ロ中「終末処理場を有するもの」の下に「又は前号ロに該当するもの」を加える。

第四条第三項中「協議の下に「(第二条第三号ロに該当する公共下水道(以下「雨水公共下水道」という。)に係るものを除く。))」を加え、同条第五項中「る届出」の下に「(雨水公共下水道に係るものを除く。))」を加える。

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「予定処理区域」を「点検の方法及び頻度」に改め、同項第二号中「の配置」を「を設ける場合には、その配置」に改め、「又は流域下水道と接続する位置」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置

五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。)

第六条第一号中「土地の用途」を「土地利用の

状況」に改め、同条第二号中「基準」の下に「適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の二第二項の技術上の基準に」を加え、同条第三号中「終末処理場」の下に「(雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設)」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならない。

第二十五条の十二第一項第一号中「能力」の下に「並びに点検の方法及び頻度」を加える。

第二十五条の十三第一号中「土地の用途」を「土地利用の状況」に改め、同条第二号中「基準」の下に「適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第二十五条の十八において準用する第七条の二第二項の技術上の基準に」を加え、同条第三号中「に限る。」を削る。

第二十五条の十八中、「第八条」を「から第八条まで」に改める。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第四条 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

「第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第二十六条―第二

第二節 特定下水道工事(第三十条―第三

第十九条に、「第二十九条―第四十一条」を「第三十七条―第四十八条」に、「第四十二条・第四十三

条を「第四十九条・第五十条」に、「第四十四条・第四十六条」を「第五十一条・第五十二条」に、「第四十七条・第四十九条」を「第五十三条・第五十五条」に改める。

第四章中第二十六条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲等

第二十六条の見出しを「(業務の範囲)」に改め、同条第一項中第八号を第十一号とし、第三号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第三号中「及びポンプ施設」を「ポンプ施設、管渠及び協定雨水貯留施設(下水道法第二十五条の五第一項第一号に規定する協定雨水貯留施設をいう。)」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 災害時維持修繕協定(下水道法第十五条の二(同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。に基づき、協定下水道施設(同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。の維持又は修繕に関する工事を行うこと。

第二十六条第一項第一号の次に次の二号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、地方公共団体の委託に基づき、次に掲げる管渠の建設を行うこと。

イ 浸水被害(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第九号に規定する浸水被害をいう。)が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべきもの

ロ その建設が高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められるもの

三 次節の規定により特定下水道工事を行うこと。

第二十六条第二項中「(昭和三十三年法律第七

十九号)を削り、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項中「第一項第八号」を「第一項第十一号」に改める。

第四十九条を第五十五条とする。

第四十八条第四号中「第三十一条」を「第三十九条」に改め、同条第五号中「第三十八条」を「第四十五条」に改め、同条第六号中「第四十二条第二項」を「第四十九条第二項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十七条中「第四十三条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第七章中第四十六条を第五十二条とし、第四十五条を削り、第四十四条を第五十一条とし、第六章中第四十三条を第五十条とし、第四十二条を第四十九条とし、第五章中第四十一条を第四十八条とし、第三十六条から第四十条までを七条ずつ繰り下げ、第三十五条を削る。

第三十四条第四項中「先だつて」を「先立つて」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十三条第一項中「うめ」を「埋め」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十二条中「第三十条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十条とし、第二十九条から第三十一条までを八条ずつ繰り下げ、第四章中第二十八条を第二十九条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 特定下水道工事

(特定下水道工事の代行)

第三十条 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者(下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第三十六条において同じ。)である地方公共団体(以下「下水道管理団体」という。から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第二十六条第一項第二号イ若しくはロに掲げる管渠(次条

及び第三十三条において「特定下水道」という。)の建設に関する工事(以下「特定下水道工事」という。)の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第三条、第二十五条の十及び第二十六条の規定にかかわらず、これを行うことができる。

2 事業団は、前項の規定により特定下水道工事を行う場合には、政令で定めるところにより、下水道管理団体に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 下水道管理団体が第一項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の議会の議決を経なければならない。

4 事業団は、第一項の規定により特定下水道工事を行うおとるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 事業団は、第一項の規定による特定下水道工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(事業団の意見の聴取)

第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第六項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の十一第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行うおとるときは、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければならない。

(特定下水道工事の廃止等)

第三十二条 事業団は、下水道管理団体の同意を得た場合でなければ、特定下水道工事を廃止してはならない。

2 第三十条第五項の規定は、事業団が特定下水道工事を廃止した場合について準用する。

3 事業団が特定下水道工事を廃止したとき

は、当該特定下水道工事に要した費用の負担については、事業団が下水道管理団体と協議して定めるものとする。

(特定下水道及びその用に供する土地の権利の帰属)

第三十三条 第三十条第五項の規定による特定下水道工事の完了の公告のあつた特定下水道及びその用に供する土地について事業団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定下水道を管理する下水道管理団体に帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第三十四条 事業団が第三十条の規定により特定下水道工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、下水道管理団体が自ら当該特定下水道工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該下水道管理団体に對し交付すべき負担金又は補助金は、事業団に交付するものとする。

3 前項の場合には、事業団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

4 第一項の下水道管理団体は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を事業団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第三十五条 事業団が第三十条第二項の規定により下水道管理団体に代わつてする処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び

第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、事業団の上級行政庁とみなす。

(下水道法の適用)

第三十六條 第三十條第二項の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に代わつてその権限を行う事業団は、下水道法第五章の規定の適用については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とみなす。

第二十七條を第二十八條とする。

第二十六條の二中「第二十五條の十」を「第二十五條の十八」に改め、「公共下水道管理者」の下に「(同法第四條第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)」を、「流域下水道管理者」の下に「(同法第二十五條の十一第一項に規定する流域下水道管理者をいう。以下同じ。)」を加え、同條に次の一項を加える。

2 下水道法第二十二條第二項(同法第二十五條の十八において準用する場合を含む。)の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。

第二十六條の二を第二十七條とする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三條及び附則第三條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の水防法(以下この条において「新水防法」という。)第十四條第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の水防法第十四條第一

項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四條第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五條から第十五條の四までの規定の適用については、新水防法第十五條第一項中「第十四條第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四條の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前條第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一條の規定による改正前の水防法第十四條第一項の規定により指定されている浸水想定区域以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「第十三條の二若しくは第十三條の三の規定」とあるのは「の規定」と、「都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等」とあるのは「洪水時」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五條の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五條の三第一項並びに第十五條の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)
第三條 第三條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の下水道法(次項において「第三條

改正前下水道法」という。)第四條第一項の規定により定められている事業計画については、附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年を経過する日(その日までに第三條の規定による改正後の下水道法(次項において「新下水道法」という。)第四條第六項において準用する同條第一項の規定により変更されたときは、その変更された日)までの間は、なお従前の例による。

2 第三條の規定の施行の際現に第三條改正前下水道法第二十五條の十一第一項の規定により定められている事業計画については、附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年を経過する日(その日までに新下水道法第二十五條の十一第七項において準用する同條第一項の規定により変更されたときは、その変更された日)までの間は、なお従前の例による。(日本下水道事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行の日から行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八號)の施行の日の前日までの間における第四條の規定による改正後の日本下水道事業団法第三十五條の規定の適用については、同條中「する処分又はその不作為」とあるのは「した処分」と、「審査請求」とあるのは「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十號)による審査請求」とし、同條後段の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。
附則第六條第三号中「第二十五條の十」を「第

二十五條の十八」に改める。

(電波法の一部改正)

第八條 電波法(昭和二十五年法律第三百十一號)の一部を次のように改正する。

第三百三條の二第十四項第十一号中「第二條第一項」を「第二條第二項」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第九條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三號)の一部を次のように改正する。

第四十一條第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第十條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十號)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「激甚災害」を「激甚災害」に、「第二條第一項」を「第二條第二項」に改める。

(河川法の一部改正)

第十一條 河川法(昭和三十九年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二中「第二條第五項」を「第二條第六項」に、「第二條第一項」を「第二條第二項」に改める。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十二條 旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六號)附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「第二十五條の三第一項」を「第二十五條の十一第一項」に、「第二十五條の二第二項」を「第二十五條の十第二項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五條の三第七項」を「第二十五條の十一第七項」に改め、同條第三項中「第二十五條の二第二項」を「第二十五條の十第二項」に改める。

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律及び平成二十三年三月十一日に発生した東

北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

一 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第六条第一項

二 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第二条第六項

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正)

第十四条 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

第三十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その区域について、水防法第十四条の二第一項の規定による指定がされているときは、この限りでない。

第三十三条第四項中「浸水想定区域を」を「洪水浸水想定区域を」に改め、「都市浸水想定区域の下に」(当該特定都市河川流域において同法第十四条の二第一項の規定による指定がされている場合にあつては、当該指定に係る区域を含む。)を加える。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)第十五条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に、「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第二項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五条の三第七項」を「第二十五条の十一第七項」に改め、同条第三項中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条の十第

二項」に改める。
(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第十六条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第百十七條第一項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

(都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第十七条 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項第一号中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

第四十七條第六項中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改め、同条第七項中「第二十五条の九」を「第二十五条の十七」に改める。

理由

多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国土交通委員会議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤

三 四 二六 二十七度

正

二十七年度